

平成23年3月中川村議会定例会議事日程(3)

平成23年3月11日(金) 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

4番 山崎啓造

(1) 唐突に宣言された平成の開国、中川村農業今後の方向性は

9番 竹沢久美子

(1) 村民の暮らし、健康を守る国保行政を

2番 高橋昭夫

(1) 農業振興の基本姿勢について

(2) 新たな住宅地への取り組みについて

(3) 坂戸橋周辺の公園整備について

出席議員(10名)

1番	中塚礼次郎
2番	高橋昭夫
3番	藤川稔
4番	山崎啓造
5番	村田豊
6番	大原孝芳
7番	湯澤賢一
8番	柳生仁
9番	竹沢久美子
10番	松村隆一

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	松村正明	総務課長	青木茂彦
会計管理者	宮澤学	住民税務課長	富永正邦
保健福祉課長	宮下健彦	振興課長	北島眞
建設水道課長	鈴木勝	教育次長	玉垣章司
総括保育園長	米山秀昭		

職務のために参加した者

議会事務局長	座光寺真理
書記	小林郁子

平成23年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成23年3月11日 午前9時00分 開議

○事務局長 　ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 　おはようございます。
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。
日程第1　一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
4番　山崎啓造議員。
○4番　(山崎 啓造)　それでは、私は、さきに通告をいたしました「唐突に宣言された平成の開国、中川村農業今後の方向性は」ということでお尋ねをしたいと思います。
菅総理が宣言した平成の開国、海外の需要取り込みがねらいとのことであります。
2006年の5月に4カ国で発効した経済連携協定、これらの国が太平洋を囲む位置関係であることから環太平洋の名称が用いられ、4カ国は既に協定を締結済みであります。
ところが、新たにオーストラリア、ペルー、アメリカ、ベトナム、マレーシアが参加を表明し、2010年10月より、アメリカ主導のもと、急速に推し進められることになり、2011年のエイペックまでの締結を目標にしています。
昨年11月、菅総理は、国を開くという観点から、今年の6月をめどに基本方針を決定し、情報収集を進めながら国内の環境整備を早急に進めるとともに関係国との協議を始めるとしております。
政府主催の討論会、開国フォーラムなるものを2月にさいたま市で、今月5日には金沢市でも開催しております。参加者からは情報不足の不満が相次ぎ、参加に反対の声ばかりが聞こえたようであります。政府も会場からの質問に十分に答えることができず、政府の情報不足も暴露する結果に終わったと報道されておりました。
全品目の関税撤廃を原則とするTPPへの懸念に対し、政府の説明ですと、関税撤廃率は100%ではなく、例外品もあり得ると強調したとも聞いております。
TPP参加をすることによる経済効果は、内閣府試算でGDPを2.4兆～3.2兆円増加させる、こんな楽観的なものですが、農水省は逆に、参加することで非常に大きなマイナスになると述べております。他国からの安い農産物が大量に輸入されることにより、日本の農家の多くが農業をやめてしまい、その結果、11兆6,000億円の損失と雇用340万人が減少し、食料自給率も40%から14%に下がるとしています。また、経済産業省は参加したほうが利益になると結論を出し、参加しない場合にはGDP10兆5,000億円、雇用81万2,000人が減少すると言っておられます。省庁によって違っ

た試算をしていますが、それぞれが担当する業界のことを優先して考えるがゆえに、こういう試算になるのかもしれない。

中川村議会では、昨年12月定例会において参加しないことを求める意見書を採択しております。

また、先月20日に中川村で行われた参加に反対する集会とデモ行進は、村を挙げての意思表示と受けとめられたと理解しております。

政治家や財界人でも意見が分かれていることを見れば、今後の意見調整は非常に困難が予想されます。

加盟して、実際には、どの程度の利益、あるいは不利益になるのか、わからない面が多過ぎる現段階では、国民は何を信じればいいのでしょうか。国民の多くが戸惑いを隠せません。

ただ、自由貿易が世界の流れになってきていることを考えたときに、日本だけ鎖国を続けることができるのか、困難ではないのか、危惧するのは自分だけでしょうか。

私自身が仕入れた情報はごく一部であり、深く理解をできているものではありませんが、現段階で感じていることを言わせていただきました。

これがかんがみて、村長はどのように感じておられるかお尋ねをいたします。

○村長

TPPについてのご質問をいただきました。

TPPについては、本当に、議員が冒頭におっしゃられたように、唐突にというか、急な、急に飛び出してきたお話で、大変びっくりしております。驚いております。

そしてまた、よく言われる話ですけれども、その当時、大臣だった前原さんが1.5%の農業のために98.5%を犠牲にするのかというような言い方をされました。TPPは、実際には24という非常に幅広い分野で国民生活に大変大きな影響を及ぼす、そういうものであるにもかかわらず、農業だけを悪者に仕立て上げてTPPの本質を隠して、その実態が知れる前にですね、片づけてしまおうという、そういう姿勢ではないかと思ひまして、本当に、これは国民を欺く許せないものだというふうに感じております。

議員、それから、鎖国したままでいいのかというふうなこともおっしゃいましたけれども、現状の日本、関税なんかにつきましてもですね、自由化の度合いはですね、非常に進んでおるということで、日本が鎖国をしているっていうのも、これも思い込まされた、政府側なり大手マスコミ等々ですね、思惑にはめられた発想であるかと思ひます。現状、ほかの国と比べてですね、農業においても、お米とかですね、一部の物については関税率は高いですけども、そのほか、一般的に考えたら、日本の関税は総体的には低い、逆に開かれておると、一般平均以上にというのが実態でございますので、それを鎖国したままでいいのかっていうふうな形に言うのは、既に思い込まされているというふうにご意識いただいたほうがいいかなというふうに思ひます。

TPPによって、開かれるというふうなお話がありますが、TPPに参加を表明している国とか、あるいはですね、表明を検討している国、10カ国ぐらいの中でですね、その国のGDPというふうなものを比べてみますとですね、その90%、9割以上が日本とアメリカです。そのほかの国々っていうのは、もう、ほんのわずかとい

うふうなことです。TPPで世界に国を開くというのは、それも思い込まされているわけであって、日本とアメリカの2国間、実質的には2国間の話だというふうに考えたほうがいいかと思います。

そしてまた、オバマ大統領は、もう正直に、別に何も隠さずに言っていますけども、アメリカの目標としてはですね、財政赤字——財政じゃないわ、国際収支の赤字を減らさなくてはならないし、雇用も、国内の雇用も増やさねばならないから、これによって輸出を増やすんだということでございます。それがアメリカの目標というふうな中で、これにのめり込んでいくっていうふうなことがどういうことなのかというふうなことを思います。

先ほど24分野というふうに申し上げましたけども、その中では、例えば医療の領域も含まれている。アメリカの医療制度っていうのは公的保険制度がないというふうなお話、マイケル・ムーアっていうドキュメンタリー映画監督がつくった「Sicko (シッコ)」っていうアメリカの医療の実態をあらわしているドキュメンタリーがありましたけれども、その中で非常に印象的だったのは、日曜大工をしていて、丸のこで、指が3本、おじさんが落ちてしまったと、それで慌てて病院に行ったらですね、あなたが入っている保険、自分で掛けている保険ですね、民間の保険にみんな入っているわけですけども、それだと3本のうち2本しか直せない、どの指とどの指を選んでくださいというふうに病院で言われるというのがアメリカの医療制度の実態です。それが一気に日本でもなるとはわかりませんが、医師会なんかは危惧しているのは、混合診療というふうな、その基本的な基礎的な健康保険で直せる部分はここまで、そこから先は、個人がお金払うか、個人が保険会社に、自分で民間の保険に入って、その上からはカバーしなさいと、つまり、その公的保険のカバーする範囲をどんどん小さくされていくっていうふうなことに混合診療を取っかかりとしてなっていくのではないかと、要するにアメリカ化していくというふうなことだと思いますけども、そういうことに対する心配、懸念というものは、医師会のほうからは発表されておりますし、それから、よく言われるのは、何だ、政府調達、政府調達というのは日本国政府だけではなくて県とか市町村といった地方制度も含まれる、その辺が、例えば、中川村レベルの中で普通の発注している工事とかがですね、いきなり外資が入ってくるとは思いませんけども、原則としては、その辺の金額のところもよくわからないところですけども、政府調達についても、国内、海外、あるいは地元と海外とをですね、差別してはいけないと、同じ条件でやらなくてはならないと、オープンにしてというふうなことがあります。人によってはですね、地元の企業に、例えば制度資金等々をして利子補給をするというようなことも、地元優遇で差別であるというふうなことで、そのTPPの精神からは違反ということになってきます。それがどこまでの金額というふうなことはわかりませんが、そしてまた、そして、そういう差別されたというふうな企業のほうから政府が訴えられる、市町村の含めて訴えられる、その訴えられたときには、日本国内法ではなくて、TPPの全体とコントロールする、そういう海外の法廷で裁かれるというふうな形になっていくというふうなことがございます。よく言

われているのは、それから、あと、狂牛病の心配のある牛、今、ちっちゃい若い牛しかアメリカからは入れてないわけですけども、そういうことも非関税障壁というふうにされるのではないかと、残留農薬の基準をもっと緩くしろとかですね、遺伝子組み換え作物なんかも、もっとどんどん入れろとかですね、そういうふうな形が進んでいく、要するにアメリカのローカルルールというものがグローバルルールとして押しつけられてくると、個々の一つ一つのものについてですね、日本の国内で法律を積み上げて制度を積み上げてきたものがですね、TPPというふうな全部包み込んだ十把一からげにしたもので、それをイエスカノーかっていうことになると、国内法よりも海外との約束のほうが強いわけですから、そちらのほうに合わされてしまうというふうなことがございます。

そんなふうな心配がされるわけなんですけども、そんなことがですね、余り、最初に申し上げたように、非常に矮小化した農業だけのためにほかが犠牲になるのかというように言い方で、その辺ところが隠されたまま6月までというふうな短期間の中で推し進められようとしておるところが大変問題だというふうに思います。

それから、内閣府のお話がありましたけども、これは、ちょっと、きのう見かけた話で、まだ読んでいませんが、今週発売の週刊東洋経済というもので、内閣府の試算を担当した川崎研一という野村証券の金融経済研究所の首席研究員の方がインタビューに応じておられるんですけども、その人、内閣府の試算をした方ですけども、その政府の試算というのは10年間やった場合の累積の数字として出していると、で、10年間の累積なんだけども、発表される時には、その辺が全然消えている、あたかも単年度というか、すぐにそれだけの効果があるかのように、10年間ずっと続けていった場合、累積効果として、それぐらいは出てくるのではないかとというふうなことが、その辺の条件もですね、まるで詳しいことがないまま数字だけをひとり歩きさせられているというふうなところがあるので、あるというふうな、この東洋経済の記事が、今週発売の物で出てくるというふうなことが書いてありまして、いろんな意味で、どこまでがちゃんとした情報を提供されているのかっていうふうなことについては、非常に心配をしておるところでございます。

かつて、私が中学生か高校生ぐらいのころはですね、山持ちというんですね、山があって、山に木がたくさんある林家っていうのはですね、もう資産家の代名詞のような、子供が結婚するとか車が買いたいとかっていったら、じゃあ、1、2本切るかみたいなことで済んでおったというふうな、そういう、もう、山持ちの人と結婚するなんつったら、本当に、それは、もう玉の輿みたいなイメージがあったわけですけども、今や、木材の自由化となった結果ですね、ご存じのとおり、山間地の村っていうのは限界集落と言われるような形になってきておると、今、議員がおっしゃったように、そのTPP、いろんな、本当に幅広い領域にも影響が起こってくるわけなんですけども、農業にも多大な影響があるでしょうし、その中での中山間地の農家というふうな、農村というものも、同じように、もはや、みんなで共同作業をしたり、みんなでお祭りをしたりとかですね、そういう伝統的な生活というものが維持されなく

なってしまうのではないかと、今、ただでさえ、そういうふうなことが刻々と進んでおるわけですが、それに対して何とか村の生活を維持できるように頑張りたいというふうなことでいろいろやっているわけなんですけども、そういう努力も全部水の泡になるように、何か、こう、冷や水を浴びせかけられるようなことが、T P Pが実現した暁には起こってしまうのではないかなというふうに、なるのは確実ではないかというふうに思っています。というようなところが思っているところでございます。

○4 番 (山崎 啓造) やっぱりね、自分ひとりの情報というか、収集したもんだけど、偏りがちになると思いますし、村長のさまざまなものをお聞きしましてね、少しぐらいはわかってきたかなと思うし、また心配も増えたかなという、そんな気がしておるところであります。

それでは、次にですね、菅総理が宣言した平成の開国、T P Pは 100%の関税撤廃を原則とする貿易協定で、冒頭にも申しましたけれども、2006年の4カ国に続き5カ国が参加表明し、今年秋の妥結を目指して拡大交渉が続いているところでもあります。

日本のF T A網は、多分、私の考えでは出おけているのかなという気がします。先ほど、村長の答えの中で、ちょっと違う部分もあったかもしれませんが、自分としては、そんなふうに感じております。

菅総理にも何か焦りがあったんじゃないのかなと、菅政権がみずから招いた外交だとか防衛等での失策を、何か、ここで取り戻しちゃおうっちゃうような、そんなのが何か見えるような気もしました。

それにしても、アメリカ主導のT P Pに加わろうとするのが日本の国益に本当につながるのかどうか、先ほど説明いただきましたが、全く私は心配をしているところでもあります。

幾ら対米重視と言っても、今、日韓交渉を中断したままですよね。日中なんか交渉するめどすら立っていないという、こういう状況の中です。日本の貿易といたら、やっぱりアジア抜きには語れないんですよ。アジアが大部分を占めていますから。菅総理も「日本の繁栄はアジア抜きには語れない。」と、みずから発言しているんですよ。もう多分忘れていたようでもありますけれども。

こういった国の方向性が全く見えてこない中で、村長は、農業を守り地域の経済も守るんだっていうことを申しておりますが、どんなような方向にしようとするのか、どういふふうにご考えておられるのかお尋ねをいたします。

○村 長 おっしゃっているとおり、アメリカとアジアとのバランスのよいおつき合いを深めていかなければいけないかというふうに思っておりますが、中川村のテーマというふうには、では、なかなか違うのかなって、そういうふうをお願いをしたいというふうに思うところがございますけども、中川村の農業、いろんな作物がたくさんとれて、単品種で大量につくるというわけではない、中川村だけで何か一つの作物をまとめてつくったとしても、それほどたくさん量にはならないでしょうから、それで中国に打って出るとかですね、なかなか、そういうふうな状況ではないと思います。アメリカに輸出するんだとか中国に輸出するんだとかいうふうなことで村の発展を目指す

というような状況ではないのかなというふうに思います。

正直申し上げて、中川村の農業の状況というのは、もう、皆さん重々ご存じのとおり、高齢化が進んで後継者がいない、その中で鳥獣害にも遭い、いろんなマイナスの要因にさらされながら荒廃農地も増えるというようなことで、皆さん、今、頑張っている方も、機械が壊れるか自分がけがするかしたら、ちょっと、もう、そこまでだなんていうふうな、そんなふうな感じを持ちながら頑張っているというふうな気を持っております。

何か、そういうような中川村の現状のほうから見ていきますとですね、一つには、まず、農地というものの荒廃をですね、少しでも防いでいく、将来、次の人がやってくれる状況に、まず維持していくということが大事なことかなというふうに思っています。そのためには、現状として、中山間地の直接支払や農地・水保全管理支払交付金事業とか、そういう国の制度も、村民の皆さん、取りまとめるご苦労のやっただいておられる方もお世話になっているわけなんですけども、そういうものを活用していくこととか、農用地の利用改善組合、東と西に1つずつつくっていただきましたけども、そういったものの活動等々、いろんな支援の、農業支援の製作をやっておるところでございます。

猟友会の皆さんに駆除をお願いしたり、鳥獣害の防止策というふうなことも、農地を守るというような、まず一段階目のいろんな政策だというふうに思っています。

農地を守りつつですね、その次には、やっぱり、その後継者の方々が何とか1人でも2人でも入っていただいて、同じ苦労をするんだったら都会で苦労するよりも中川村でいい汗かいて、地域の中で苦労して、自分なりの工夫ができたほうが人に言われるがままに人に仕事するよりはおもしろいなというふうなことで、将来の展望が持てるぐらいの収益を上げられるような構造をつくっていかなくてはいけないんじゃないかというふうに思っています。

そのためには、いろいろ、農産加工所というふうなことをつくって、それによって、加工に携わる方々が、いろんな意欲的に新しい作物もつくりの、それに、その原材料を売る農家のほうにもいい効果があったりすればいいなというふうなことを思っておりますし、それから、J Aさんで田島ファームというふうなことで、直売所みたいなことも大変村の魅力を発信し、また農家の収入にも、補助にもなるというふうなことで、ありがたいことだと思っております。

一時は増えたんですけども、農家民宿とかですね、農家レストランというふうなこととか、あるいは観光農園みたいなことも、いろんな農業の付加価値のつけ方として、いろんな方法があるのかな、そういうふうなことも工夫していかなければいけない、そういう努力というふうなものが、もっともっと生まれてくるといいなというふうに思います。農家民宿、5軒まで増えて、その後、ずっととまっておりますので、また、もうちょっと増えたらうれしいなというふうに思っています。

いろいろ、それから、中川村は本当にすばらしい作物がいっぱいあるので、それをどんなふうにして売っていくのか、直売も含めて、そういうことも考えていなく

やいけない。

これから特にですね、これまででもですけども、いろいろ、きのうも申し上げましたように、いろんな施設等々の投資的なもの、ハード的な投資のところは終わったので、今度は、今後は個々の農家の状況に応じた形のバックアップといたしますか、フォローアップといたしますか、サポートみたいなことをしていかななくてはいけないというふうに思っています。

そういう意味で、これからは、さらにですね、村民の皆さんが自分の農家の状況、何をつくっているかとか、人と話するのが好きだとかですね、料理が自慢があるとかですね、こういうふうな機械があるとかですね、いろんなことをうまく利用していただいて、それぞれの農家の状況に応じた形で、そこをいい形で少しでも収益を上げるような形、どおんというふうなことよりも、それぞれの工夫が生かせるような形というふうなものを目指していきたいというふうに思います。

いろいろと利用できるものっていうのは、村の魅力発信というふうなことはしてきたので、それにうまくのっかかったりしていただいて、そのことによって、また、それぞれの頑張りが村全体の魅力の発信にもつながっていくというふうな形で、いい相乗効果が生まれてくればありがたいというふうに思います。

特に、若い農業者の方々は大変ユニークな試みをなさって、それぞれに工夫した売り方というふうなことをしておられるというふうなところがあって、そういったものが広がってくるとですね、うれしいのかなというふうに思って大変期待をしているところでございます。

そういうことで、大きな経済の流れの中ですね、それに右往左往するよりも、中川村の中にある村の可能性、あるいは自分自身の得意とするところをうまく生かして、自分の生活していくのに応じただけのお客様をしっかり見つける、世界経済のあれよりも、自分の生産量に応じて、自分の目標とする所得にどうやって近づけていくかという、そういう地に足のついた努力というふうなものをみんなでしていきたいというふうに思うところです。

○4 番 (山崎 啓造) それぞれの特性を生かしながら、サポートもしていくと、それぞれが点なんでね、それとリンクして結び合っていけば、きっと多分すばらしい流れというか、環境ができてくるのかなという、私も、実は、気がしております。

それでは、次にですね、アメリカ主導のTPPにこだわり過ぎている菅総理であります。先日ですね、全国農業協同組合中央会、JA全中つちゅうんだそうですけども、もちろんTPPの参加に反対であります。この団体が4日後にですか、TPP参加を視野に国内農業の強化に向けた案を発表しております。国内農業の強化。「国内農業の生き残りは生産効率の改善が必要不可欠であり、5年後をめどに規模拡大にかじを切るとした。」ということであり。これ、新聞報道ですから事実かわかりませんが、農家や集落営農組織などの経営共同体が耕作する水田面積を20haから30haに拡大しようじゃねえかと、そういう方向にして農業を守っていくにやいけない、こんなことを言ったということであり。このことはですね、実は、首相、直属の食

と農林漁業の再生実現会議っていうのがありますが、これも新聞ですから、私が行って調べてきたわけじゃありませんが、「攻めの担い手」っていう言葉を、新語をつくり出したつちゅうんです。攻めの担い手。攻めの担い手つちゅうのは、いわゆる耕作面積が、さっき言った全中の言っているように、20~30ha以上の大規模農家をそう呼ぶんだそうであります。そして、そこに予算を集中すべきじゃねえかと、こんなことを言っているようでもあります。これを踏まえて、全中は、きっと、多分、そういう方向へかじを切ったのかなあという気がしますが、中川村のようなね、小規模な水田が多い中山間じゃ、とつても、これ、無理な話なんですね。そもそも、民主党が鳴り物入りで導入をしました農家戸別所得補償制度、あの数値は何だったんだつちゅうんだよ。「機能、大小にかかわらず、兼業農家や小規模農家を含めた意欲あるすべての農家が将来にわたって農業を継続し、安心して生産を続けられ、経営発展ができる環境整備をするんだ。」って言ったんですよ。ところが、また、今度、ころころ変わるわけですね、政府っていうのは。政府の都合でですね、二転三転、不安は募るばかりだと思います。多分、農家の人たちは特に。

こういう国の方針が定まらない中で、岩手県の花巻市の笠間地区つちゅう地区があるんですね。そこの農家は、独自の水田ビジョンつちゅうものをつくり出したって、それに乗り出しているんだと、だから、生産の条件つちゅうのは、全部、その、日本中違うわけで、千差万別なわけですね。何をどのようにつくって、だれにどのような形で売るのがかっていう、これは、全部、地域、地域によって違うと思います。

そういった中で、この国の政策に振り回されて、それにしっぽ振っているんじゃないかと、さっき村長が言っていましたけども、中川村自体がね、企画、推進役になって、中川村独自の農業施策つちゅうものを、これ、研究、検討し、確立していく必要があるんじゃないのかなと、今、そういう時代になったんじゃないかという気がするんですが、村長、いかがでしょう、その辺のところは。

○村 長 TPPの議論の中でよく言われるのは、TPPに参加するんだしたら、その前に農業を強化すべきだというような議論とか主張がされていて、その強化ということで普通にイメージされているのは、おっしゃったとおり大規模化とか効率化というようなことだというふうに思います。そしてまた、おっしゃるとおり、日本のように、中山間地、一部には広いところがあるのかもしれませんが、ほとんどのところは中山間地で、その状態ですね、こういうような地形の中で、アメリカですとかオーストラリアのような大規模なものですね、大規模化で、じゃあ、勝てるのかというようなことも、大変疑問というか、まあ勝てないと思います。

私が香港にいるときには、日系デパートでも売られているのはオーストラリア米、カリフォルニア米の、そのジャポニカ種のお米が売られておって、日系人の名字がついて何とか米というふうな形で、その方が、もう、日系の方がつくっている、あるいは、最近だから、商社なんかも、そういうようなことを始めるのかも、日系の商社が海外で米をつくるというようなことも、自由化された日にはあるのかもしれませんが、そんなことが進んでくると思います。

アメリカの農業っていうのは、何か、でも、大規模でやって効率はいいみたいですが、何か氷河期に地下にため込められた水をですね、がらがん吸い上げてやっているっていうふうなことで、地下水頼みになっておるので、地下水が枯渇してきたときには、もう、一面できなくなってしまうとかですね、この間は、南米のほうで遺伝子組み換えの大豆の話だったんですけども、もともとは広大な林というかジャングルというか、そういう場所をですね、もう、火を放って、全部、木を倒して、一面の大豆畑になっておるといふようなところで、そこで、本当に、遺伝子組み換えの作物というのは、枯れ葉剤じゃない、何だ、除草剤——除草剤をかけても枯れない遺伝子ということですので、もう大量の除草剤をじゃぶじゃぶかけて、ほかの草は全部枯れるけども、その大豆だけは大丈夫で生きているみたい、そういう効率ばかり、そこには、インディアンの人たち、南米のインディアンの人たちの集落があったんですけども、その中に1つだけ、その集落だけが取り残されているんですけども、そうすると、そのインディアンの人たちは、昔は、かつては、そのジャングルの中でいろいろな生活をしていくための食べ物とか、衣食住、すべてをそこで賄っていたのに、もう、周りは、全部、そういうふうな形で大豆畑になってしまったし、水もですね、川の水を飲んでいたのが、そういう農薬で汚染された水しかできない、とれないというふうなことで、そういう伝統的な暮らし自体が、もう完全に破壊されているというふうなことが行われているというふうなことがありました。だから、本当に大規模化、効率化っていうのが、そういういろんな目先のことばかりでですね、いろんなそれ以外のところで問題含みで進められておるといふようなことがございますので、そのしり馬に乗るといふようなことがいいのかなと、そういう大豆をがらがん買えばいいじゃないかっていふふうなことになってくると、そういう、やっぱり、そういう、それによって暮らしを破壊されている人たちの、暮らしを破壊することにですね、加担をしておるといふようなこともございますし、そうではない、本当に、これは、もう文明論の域に入っちゃうのかもしれないんですけども、そうではないことを考えたいと思います。

日本でも株式会社の農業への参入っていうふうなことがあるわけなんですけど、私は、農家、本当に真剣に農業をやっていないんですけども、農家の皆さんは、本当にいろんな形の、どういうタイミングで何をするのだからってことですね、とか、どういうふうな形で防除をするんだっていふふうなことで、いろんな工夫をしておられます。トウガラシを使ってとか、黒砂糖を使ってだとか、牛乳使ってだとか、いろんなふうなことの工夫をですね、自分なりの手ごたえを感じて、今年はどうだからああしようっていうふうなことをやって、で、それに手ごたえを感じているっていうのが農家の一つのだご味ではないかというふうに思うんですけども、株式会社化してですね、サラリーマン的な形になっていってですね、マニュアルどおりに何月何日には何を散布してくださいとかいふふうな形で、言われたとおりに動くばかりのですね、農業のやり方っていうふうな形になってくると、それで農業として楽しいんだろうか、生きがいになるのだろうかというふうなことを思いますし、それ以前の問題

として、効率化が進んでいってですね、そうすると、少ない人数で、中川村の場合そうはいかないかもしれないけど、ある程度効率化ができるような場所でもですね、大型機械で効率化して農業をやっていけば、もう地域の共同体というものはなくなってしまう形になってしまうのかなって、みんなで草刈りをしたりお祭りをしたりっていうふうな、そういう助け合ってやっていくという、その地域の共同体のあり方も、効率化した農業では持続できないのではないかなというふうに思います。

私は、小規模でも、それから兼業農家でも構わないので、何とか農業で少しでも利益を上げるっていうことを我々はしなくちゃいかんし、国の農業政策としては、いろんな形で農業に携わる人が、そのことだけである程度食べられるような手厚い補助っていうのをやるっていうことが、日本の、「古きよき美しい日本」という言葉がありましたけども、美しい日本の伝統を守ることでもあるのかなというふうに思います。

ですから、もう少し、そういう意味では、もっと直接的なですね、補助——補助っていうか、生活支援というふうなものを出しても価値はあるんじゃないかなというふうには、本当は思っています。農地を守っているということだけでもですね、それをする価値は、ある程度あるんじゃないかなというふうに思っています。それは、でも、個人的に思っているだけで、それが国に聞き届けられるとは全然思えませんけども、何か、そんなふうになっていけばいいのになというふうに思っているところでございます。

○4 番 (山崎 啓造) 実は、聞いたことはね、中川村独自の、要するに企画推進、中川村の将来の農業施策っちゅうものは、どうでしょうかねつつうことをお聞きしているんで、思いは十分伝わってきましたんでいいんですが、その辺のところを、ちょっとお答えいただけたらと思います。

○村 長 先ほども、そういうお問い合わせに関しては、先ほど申し上げたことである程度お話をしたかなというふうに思うんですけども、いろんな、先ほど申し上げたように、その農家の皆さんは、いろんなこだわりがあったり、いろんな思いがあったり、いい作物を丹精込めてつくる、どうだ、これはすごいだろうっていうふうな方もいらっしゃるだろうし、いろんな方を迎え入れて農的な体験をさせて、喜んでもらって、わいわいって行って、いや、いやっていうふうな形でおつき合いですのが楽しいっていう方もいらっしゃるだろうし、もう、本当に、そういういろんなものですね、中川村にはあるよ、ちらしずしというふうに時々言いますけども、宿泊、泊まる場所もおもしろいし、食べに行ったところもおもしろいし、お土産に買って帰る物もおもしろいし、いろんなことを教えてくれたり、いろいろなことが体験できたりっていうふうな、そういう場所——場所というか、ファンになってくれるような、JAさんのほうでは天の中川村丸ごと農園構想というふうなことでやっておられますし、それに近い、それが全くそうかも、そうだなというふうに思いますけども、村の中でいろんな方が、きらきらとした星の瞬きみたいなのがたくさん村の中にあって、いろんな魅力が詰まっている、宝石箱とまではいえないかもしれませんが、それは、だから、単作で一つの作物をどおんとつくって一つの流通にばあんと乗せるっていうふうなことより

も、それぞれの、高齢者の農家もあるだろうし、若夫婦が取り組んでいるところもあるだろうし、いろんな取り組みの中で、施設系やりたい方もいらっしゃるし、自然栽培をやりたい方もいらっしゃるし、作物もさまざまなので、そういった本当にさまざまなこだわりとか取り組みとかが、それぞれに、そんなに大きくなくても花開いて、いろいろ、いろいろあって奥が深いよねみたいな、そういうふうな村になればいいのかなというふうに思っているところなんですけど。

鳥もあれば、(笑いあり)ゼンマイ——ゼンマイじゃない、ワラビもあるわというような。はい。

○4 番 (山崎 啓造) すみません。

よくわかっているんです。言わんとすることはよくわかるんですが、そういう人の自分でやっている人っていうか、自立しているという誤解があるかな、やっていける人っているね、幾人もいるんですが、そうじゃない人のほうが中川村の農業をやっている人は多いんですよ。だから、それに対して、前にも言ったけど、旗振ってね、村が、こういう企画推進でいくよ、ついてこいって、そういうことができますか、できませんかって、ちょっと、それをお聞きしたかったんですよ。

○村 長 何ていうか、まず、そういう形で、こう、チャレンジする方が出て、成功事例みたいなものができて、だんだん引っ張っていただきたいし、その中から周りにも波及効果を及ぼしていただけるような、そういうふうな形で、そういう自主的な広がりみたいなことに期待したいのと、村で、先ほど申し上げたように、一つは、その村外の皆さんと色々な形で、観光だとか、色々な形でつながっていきましょってというのが一つの方針っちゃあ方針なんですけども、じゃによって、皆さん、これをしてください、あれをしてくださいっていうふうな形で、こう、指図じゃありませんけども、そういうふうなことよりも、ほいじゃあ、おれがこれしよう、じゃあ、おれがこういうふうなことをしようというものが広がっていくっていうふうな、で、それにしっかりとフォローというか、バックアップをできる役場でありたいなというふうなことを思っております。

○4 番 (山崎 啓造) そうですよ。確かに。それぞれ個々のやることに任せておいて、それに手助けのできることは、やっていくと、そういうことですね。そういうことだと思いますが、ある程度、首長つつうものは引っ張っていく力も必要ですんで、ぜひ、その辺のところもお願いしたいと思いますが、願いをしちゃあいけないつつうんで提案をしますが、中川村の何をって、何か、村、思い切った発想の転換つつうものが実は必要じゃねえのかなって自分なりに思っています。農業を、じゃあ、あしたからどうして、こうにするんだつつう、一朝一夕にはいかないと思いますけれども、今からね、研究、検討する必要は、そういうときに迫られている、そういうことに、そういう時代になっているという、実は気がしております、例えば、できることじゃないですが、中川村の田んぼは、もう、減反、全然しないよと、そのかわり輸出をしましょうとか、まとめられる田んぼはまとめちゃいましょうとかね、で、まとめられないところは、じゃあ、何か違う方法で、その農地を守っていったり、例えば、12月の質

問でもちょっとやらせてもらいましたけれども、クラインガルデンをつくるだとか、クラインガルデンよりも分譲して売った方がいいのかなという気もしますし、この景色を売り物にして、そういったことも、実は考えていく必要があるのかな、そういうことに旗を振ってほしいなということをお申しておるんであります。この地球の人口はだんだん増えていまして、この食料は必ず——必ずというか、今でも、もう不足をしていますんで、多分、輸出っていう方向も視野に入れてもね、これ、ハードルはうんと高いと思いますが、例えばJAとやるなり商社と連携するなりしてというようにすることも考えていく必要があるんじゃないかと、実は思っております。

それとですね、今、何、パンをつくる機械で、すごいいいのがあっていうんですね、米を入れるとパンになって出てきちゃうっていうね、言い方がいいか悪いか、御飯を入れるとパンになって出てきちゃう、そういう機械もあるようでございます。で、中川村の米の消費をうんと増やしてもらって、皆さんに食べていただくためにも、例えば、そういう機会買ったら補助金出しましょうとかね、発想を転換して、中川村の物が中川村の中で消費できるようなこと、また、予算にも盛ってありましたけど、米粉パンを5回から12回に増やすとかいうのがありましたが、そんなことを、やはり、全部やっちゃえばいいんじゃないですか。御飯と米粉のパン、給食は全部それにするとか、極端な話ですけどね。

そんな発想の転換が、実は、私は必要だと思うんですが、いかがでしょうかね。それだけ聞いて、質問、終わりますけど。

○村 長 そういうふうに言えば、今、梅の里構想ということで、JAさんのほうで一つの新たな産地づくりというふうな取り組みをしていただいておりますというふうなことがあって、その辺、それは、もう、それも一つの期待するところかと思えます。

先ほど、いろいろ、観光農園だとか、いろんなことも申し上げましたけども、そういうふうなところもですね、含めて、さらに、その広報的なこと、季節、季節、この時期はブルーベリー、サクランボがどうよとか、いろんなことも含めてですね、もっともって、この時期、中川に来たら、こういうおいしい物がある、こういう体験ができますよとか、いろんな情報発信をさらにして、そういう取り組みをしてよくなったという方が1人2人、どんどん増えていって、そのことによって、じゃあ、よし、おれもというふうなことをやっていくっていうことは、やらなくちゃいけないというふうに思います。

また、それと、いろんな具体的ご提案ですよ。こういうふうなことはどうなのよっていうようなことを聞かせていただいて、何ですか、実現化できるものは、可能性の広いものについては取り組んでいきたいというふうに思うところでございます。

ありがとうございました。

○議 長 これで山崎啓造議員の一般質問を終わります。

次に、9番 竹沢久美子議員。

○9 番 (竹沢久美子) 私は、さきに通告しました「村民の暮らし、健康を守る国保行政を」ということで質問いたします。

国民健康保険は、日本の人口の約3割を超える4,000万人近くが加入する日本最大の医療保険です。

中川村では、平成21年3月末で、世帯数で728戸、45.9%、人口で1,391人、26.4%が加入しています。

国民健康保険は、以下、国保と言わせていただきますけれども、国民健康保険加入者は低所得者や高齢者を前提とした制度であり、手厚い国庫負担なしでは成り立たない制度です。

しかし、国は、1984年の国保法改悪を皮切りに国庫負担を削減し続け、深刻な財政難に陥らせました。

97年の財政構造改革による社会保障費の削減、このとき医療費本人負担が1割から2割に引き上げられました。

2000年、老人医療の改革、これも、どちらかといえば改悪ですが、低所得者が医療機関から排除される事態も起きております。

さらに、小泉内閣による医療改革で社会保障費2,200億円削減が実施され、地域医療崩壊の引き金となりました。

国庫負担の削減と年金生活者や雇用破壊による失業者や非正規労働者、また経営難にあえぐ自営業者や農林業者の加入で、国保財政は危機的状況となっております。

市町村国保に占める国庫支出金の割合は49.8%から27.1%と半減しており、1人当たりの国保税も3.9万円から8.2万円と倍増しております。

病気やけがをしたときぐらいお金の心配なく医療を受けたいということがみんなの願いです。

しかし、最近、国保税の負担が高くて払えないという声が聞かれ、マスコミなどでも問題視されています。

中川村においても、今議会に国保税の改正案、これ、値上げが上程されました。このことについて何点かお聞きしたいと思います。

最初に、国保の現状について、なぜ値上げをせざるを得ないのか、やはり、きちんと村民に対してわかりやすく説明していただきたい、国保の所得階層とか、それから実態、それと世帯所得に占める保険料の割合などがわかったら教えていただきたいと思っております。

議員の、まず、最初のご質問でありますけれども、なぜ値上げが必要かわかりやすい説明をとということで、所得階層と、そこの中での世帯所得に占める保険料の割合についてということでご質問がございましたので、例を挙げて申し上げたいと思っております。

ご承知のとおり、国保税につきましては応益割と応能割という2つの構成要素からなっております。

また、それぞれの応益割、応能割というものにつきましても、応能割は所得税をもとにしたもの、それから資産税をもとにした計算、この2つからなっておりますし、応益割と申しますのは、国保に加入していらっしゃる1人当たりの均等割、それから国保に加入している世帯の平等割、こういったものに課されてくるということでござ

いまして、例を申しますと、例えば、固定資産税が5万円というような、資産税割を5万円と過程をして、世帯主の方が40～64歳で所得がある方、所得——所得です。所得が98万5,000円というような過程をいたします。それから、もう1人、世帯に40歳～64歳の方で所得のない方が1人いらっしゃるという2人の世帯ということで計算をしてみますと、現行で申しますと国保税額が年間あります13万7,100円という数字になります。これが、今回の国保税条例の改定を提案させていただいておりますが、この改正によりましてですね、どうなるかといいますと、16万3,000円になります。現行では、今、申し上げた98万5,000円の世帯所得に占める割合ということでございますので、これが、13万7,100円は13.91%ということでございます。それから、改定後16万3,000円になると申しましたが、これが所得に占める割合ということでいいますと16.55%、したがって、値上げの差が2万5,900円、18.89%という数字になります。この数字は、平均的に総調定額といえますか、国保税の調定額を、現在、加入していらっしゃる国保の加入者、これで割り返しましたところの今回の値上げになる率と、たまたま一緒に、18.89%というのと一緒にござります。この世帯につきましては、応益割につきましては軽減がかかるのをご存じかと思っておりますが、7割5割2割という軽減がかかる世帯の中の2割軽減が働く世帯でございます。

もう一つ、ちなみに申し上げますと、これは、ちょっと、非常に数が少ないわけですが、世帯主が40～60歳で所得がある。所得が300万円というふうに仮定をいたします。で、世帯員が40歳未満で所得があって60万円ということで、奥さんというふうな、パートに出ている妻というような家庭かと思っておりますが、あと、子供さんが2人いる。つまり3人で、合計4人という仮定をいたします。やはり固定資産税5万円で計算いたしましたので、そうしますと、現行でいいますと36万3,200円の税額、国保税額になりますが、改定後は43万5,300円ということで、改定後の世帯所得360万円に占める割合は12.09%ということです。これにつきましては、軽減は、当然、働きませんが、このようなご家庭につきましては、非常に数が少ないというか、そういうふうなことでございます。

中川村の国保の特徴でございますけれども、ついでに申し上げますと、応益分に7・5・2割の軽減がかかるというふうに申し上げましたが、この世帯が全体の約4割を占めてございます。所得別に見ました国保世帯、世帯の中央値といえますか、所得の少ない世帯から多い世帯、そのちょうど中間点、中央値ということで申しますと、その世帯の所得は100万円をちょっと超えまして110万円未満の世帯になりますので、先ほど例で申しました40～64歳で所得があって98万5,000円の所得があると仮定して申し上げた世帯に近い例かと思っておりますけれども、今、申し上げた世帯は、大体、実際の、何ていいますか、中川村の国保の世帯の真ん中辺に近い世帯かなあというふうに思っております。

以上でございます。

○9番 (竹沢久美子) 今、わかりやすい例を挙げて説明していただきました。それで、今の中では平均的に18.89%ということでしたが、国保運営審議会の答申

○保健福祉課長

では平成 20 年度比で 28%という数が出されているんですが、このことはどういうふうに考えていますか。

○保健福祉課長 ちょっと、今すぐに出ませんので、ちょっとお待ちください。

ええとですね、これはですね、28%の増といたしますのは、国保税の試算をしていく、その構成、まず、もとになっている医療費、かかる医療費が一般被保険者の療養給付費がもとになるわけですが、これが、昨年の 12 月末と平成 20 年の 12 月末を比較したところ 28%増になっておるといような、非常に療養給付費の伸びが激しいということを説明したものでございまして、国保税がそれだけ上げるという改定をしたというものではないというふうに理解をしております。

○9 番 (竹沢久美子) 答申との差は、そういうことだっということは納得しました。こうした中で、今、7割5割2割の軽減がされているわけですが、この法定減額に対する適用漏れというようないかお聞きしたいと思います。

○住民税務課長 ただいまのご質問の件でございますけれども、5項等の取得判定につきましては、住民税の申告をもとにしてやっておりますので、現実の中では申告をしていただければ、そのようなことはございません。

○9 番 (竹沢久美子) 今、答弁にありましたように、自治体に所得申告がされているのが前提ということなので、低所得なのに確定申告をしていないので減額が受けられないとか、被保険者なのに扶養親族の申請書が未退出とか、そんなような例がないのかなということでお聞きしたんですが、そういうことはないという判断でよろしいですか。

○住民税務課長 一応、申告につきましては、全員の方に、不要の方につきましても申告をしていただくということと、給料の支払い報告書等でもわかりますので、今のところはございません。

○9 番 (竹沢久美子) それでは、保険料の値上げの件については、あと、医療費の関係が非常に大きくなったということですが、その点について、もう少し詳しく、医療部分の、なぜ値上げしなければならないかっていうことの内容について、もう少し深くお聞きしたいと思いますけど。

○保健福祉課長 これにつきましては、議会の全員協議会の中でも概略の説明をさせていただいたところでありまして、端的に申し上げますと、1人当たりの医療費が、今まで、中川村の国保の場合には、県の平均よりかなり低かった、低く推移してきたということですが、この2年間の中で県平均を上回る勢いで1人当たりの医療費が伸びてきておるといこととでございます。

国保の中でいいますと、一般の方の医療費を重視をするわけございまして、退職者の医療費は国からといいますか、ほかのところからの補てんがありますので、さほど問題にすることはないんですけれども、一般被保険者の医療費が、ここへ来て非常に大きく伸びてきておると、これは、先ほど議員がおっしゃったように、28%も、この2年間の比の中で伸びているというところに象徴されることとありまして、これが一番大きな原因でございます。

それで、国保の制度としましては、半分は国・県等の負担金、補助金等で賄い、そ

の半分を国保税で賄わなければいけないと、こういう仕組みでありますので、いやが応にも、全体のものが増えてきますと、医療費が、つまり増えれば、それだけ、どうしても上げなければならないと、こういうことでございます。

○9 番 (竹沢久美子) そうした中で、保険料の滞納や失業、また事業主の加入逃れによる無保険ということはないでしょうか。中川村において。

○保健福祉課長 今、お話がありましたが、日本は、アメリカっていうか、幾つかの国と違いまして、何らかの形で、国民、滞在している外国人も含めてなんですけれども、何らかの保険に入らなければならないことになっております。今、申されたようなことは、一つはございません。

それから、この間につきましては、特に申し上げますと、例えばですね、退職、いわゆる被用者保険から離脱された方については、市町村の国保に加入しなければならないこととなりますので、被用者保険の離脱は、本人の申し出があるか、または国民年金の加入手続に役場のほうの窓口に来たときでないと、その時点で把握ができるわけでございますけれども、その時点で社会保険の離脱時期にさかのぼって国保加入の手続をいたしておるところでございます。つまり、社会保険の離脱、国保の加入の申し出がない方につきましては、社保の継続加入者ということであるというふうに理解をしておりますので、無保険者はいないというようなことでございます。

○9 番 (竹沢久美子) それでは、資格証明書、いわゆる資格証の発行が、全国では、約、2008年6月の現在で34万世帯と言われておりますけれど、こうした状況はいかがでしょうか。

○保健福祉課長 中川村国保の場合でございますけれども、短期保険証、短期被保険者証を発行しておる世帯につきましては、2ヶ月間の被保険者証の発行が13世帯でございます。

資格証明書の発行のしておる世帯はございません。

○9 番 (竹沢久美子) 子供たちの問題とかで、短期保険証の発行は行われているけれど資格証明書まではないということで、できるだけ資格証明書を発行するような事態が起こらないようにということで質問いたしました。

そして、今回の値上げなんですけれど、非常に、こうした厳しい経済状況の中での値上げを、影響をどんなふう考えているか、例えば受診抑制だとか、さらなる滞納の増加などというように考えられるわけですが、その辺のところはどのように考えておりますか。

○保健福祉課長 一般的に社会保障費という部分について、所得が同じと仮定しますと、可処分所得の中から、その分、余分に、値上げが行われた場合には払うこととなりますので、あと、ほかに使えるお金が少なくなるということとありますので、非常に、そこら辺は危惧されてくることとございまして、今回の国保税の改定に当たりましては、短期保険証等の交付世帯の受診抑制が起きないように、特に国保税の改定につきまして国保運営協議会でご協議をいただいたわけでありまして、低所得世帯への影響についての検討がどうかということと、特にそこら辺は念入りにやっていただいたところとあります。

7号2割の応益割軽減の働く世帯に対しての影響は、単純にいきますと、今回の改定では7割の世帯、軽減がかかる世帯では2,940円の引き上げになります。5割軽減の世帯では4,900円、2割軽減の世帯では7,840円の応益負担分の値上げということでございますので、これを、国保の場合には10期、10回に分けて税を納めていただくことになっておりますので、1期当たりでいきますと、負担増は300円～800円というように抑えたような内容になっておりますので、そこら辺の配慮はされておるものというふうに――されるものというふうに思います。

それから、もう一つ、こういったことが起きないようにですね、ちょっと余分なことを申し上げてしまいますけれども、受診の抑制につながらないように考えておる仕組みがあるわけございまして、例えば高額な医療が必要な場合につきましては、本人の負担を、直接の負担を軽減するために、限度額適用認定書を交付するなどにより、本人の、ご本人の一時的な負担の軽減に努めておるところでございます。これは、支払い能力の差ということにもよるわけでございますが、前提として、自己負担ができる、つまり、保険料、保険税を納めることのできる方については、こういうふうな制度もありますので、ご利用いただくということで、なるべくそういうことがないように配慮をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○住民税務課長

滞納の件でございますけれども、今の現況を申し上げますけれども、平成21年度までの国保税の過年度分滞納額につきましては全体で257件の約348万円ほど滞納となっております。

それで、一概に、値上げをした結果、滞納が増えるかどうかということは、今の現状の中では計り知れない部分もありますけれども、いずれにいたしましても影響は出てくる可能性があります。そのような場合におきましては、実情をよくお聞きして、納税猶予等の制度もございまして、そこら辺も活用して、先ほど議員のほうからお話のございました資格証だとか短期保険証の交付等は極力抑えるようにしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○9 番

(竹沢久美子) ぜひとも、この限度額の高額医療費の支払い方法のPRとか、それから、また、税務のほうで言われましたように実態に合った対応をしていただきたいと思います。

それでは、この値上げのことと、それから、医療費が、やっぱり使えば上がるというのはわかり切ったことなんですけれど、ちょっと視点を変えてお聞きしたいと思います。

今回の国保税の値上げに関連して、医療費の抑制っていうことは非常に大きな課題だと思います。

私自身も保健師に指摘されている面があって生活習慣病の指導を受けておりますけれども、予防医療の取り組みっていうことが非常に必要だと思います。

こうした中で、各種検診の状況、また結果、そうしたことをどのように生かしているかお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

健診の結果と、どのように医療費の削減に生かしておるかというようなことでございますけれども、まず、検診、生活習慣病予防を中心としました検診は、平成20年から、特定検診ということで、それぞれの保険者が40歳以上の加入者を対象にして義務づけられることになっておりまして、中川村の国保の特定検診の受診状況につきましては、平成22年度の現在のところ、40歳以上の被保険者から見た率は、受診率が55%ということでありまして、20年が59%でありましたので、ちょっと、ここへ来て少し、3年間の中では、だんだん減ってきております。でも、まだ郡下では一番高い数字というふうに思っておりますけれども、あと、個別検診を南向、片桐、それぞれの診療所等をお願いをさせていただきますので、そこで受けられた方の数字が、また上がってくれば、報告されれば、この数字は、また、もう少し上がるかなあと、55%は上がるかなあと思っておりますが、そんな状況であります。

それから、予防医療ということで医療費の削減につながっておるかということでございますが、実は、毎年1回、病類統計というものを統計をとっております。ある毎月の、その国保の関係の方のレセプト、診療報酬の中から、主にどういったものが原因で治療が必要になっておるかというやつを、月1回でございまして、5月のところで、そういう切り口で見えております。その中で、ちょっと言えることはですね、一つは、病類統計の実施した結果でございますが、国保の特定検診の受診者と未受診の方では、生活習慣病予防、主病、一番中心の病とする医療費に明らかな違いが出てきているということでございます。未受診の方、これは、全く受けない方、それから、少し前に受けたけど、この数年は受けてなくて、受診をしていないという方も含めての未受診者という言い方をさせていただきますが、これらの未受診の方は60歳代から医療費が急激に伸びてきておるとというのが5月の病類統計の結果では出ております。

国保に限らず60歳を超えると医療費がかかる傾向にはあるわけでありまして、40歳～49歳代の特定検診の受診率が36～38%と非常に低いということでありまして、要するに60歳未満の年代までは、検診の受診率が、やはり低いわけでございます。これが、こういう皆さんが生活習慣病を発病するというような主な原因を抱えたまま改善をしないということが、60歳代から、この生活習慣病を発病するということになってあらわれるということも考えられますので、若年からの保健指導を継続して行うことと、もう一つは生活習慣を変えていただくことが、やはり医療費の抑制につながるだろうというふうに思っております。

それから、最近の傾向として、一般被保険者の療養給付費、それから高額療養費もそうですが、県の平均を超えるくらいの勢いで、ずっと右肩上がりが増えてきておるといふに述べましたが、その傾向を見ておりますと、前にも申し上げましたけれども、最近の傾向は、やはり生活習慣病の中でも心臓疾患、それから脳血管疾患、がん、それから、これは生活習慣病ではありませんけれども精神関係の入院、こういったものが、ずっと入院関係が多くなってきておるといふことでございまして、抑制が非常に難しいわけでありまして、今、申し上げたようなことは、5月の段階の病類統計で見た中では申し上げられるかなあというふうに思います。

○9 番 (竹沢久美子) 若年からの検診が非常に大切だということですが、なかなか若いときには、そんなに、自分自身を考えても、病気が出てきたりとか、そうした明らかなことがないんで、多分、受けなくて済ましているということが多いと思いますので、ぜひ検診を進めていただきたいと思います。

それで、今回、国の施策もあってと思いますが、大腸がんの検診が推進事業で予算化されていることも評価したいと思います。

それと、あとは、脳血管障害などもあるんですけど、脳ドックに対する補助などは考えているでしょうか。

○保健福祉課長 脳ドックに対して補助っていうのは、脳ドックっていうのは、早いときから、やはり、見つけていったほうが、どうも大事だということで、始めておる市町村があるようでございますが、村のほうでは、今のところ、そこに主眼を置くということは、ちょっと考えておりませんで、今、申し上げた点でいいかと、特定検診であります、いわゆるメタボリックシンドロームと言われる部分での切り口でわかってくる検査項目に国は主眼を置いておりますけれども、村としましては、受診者全員の方に対しての心電図の検査、それから眼底の検査、眼底の検査は40歳以上でありますけれども、そこら辺で、やはり、動脈硬化っていうのははっきり、脳の動脈なんだと思いますけれども、動脈の硬化の傾向がはっきりしてまいりますので、これについては、この特定検診が始ってからプラスの項目として全員にやっておるところでございます。

また、最近では、貧血の検査でございまして、単に貧血っていうだけではなくて、いわゆる腎臓に対しての付加、こういったものがわかるような検査もあわせてやっておりますので、こういったところでの特定検診に加味した検査項目を付加することによって、村民の皆さんの健康といいますか、そういう切り口で見たいということでもあります。

○9 番 (竹沢久美子) ぜひ、PRなどをしたり、また声かけをして、こうした受診をされることによって少しでも医療費の抑制が図られ、また村民が健康で暮らせるような対応をお願いしたい——お願いはいけないってことで(笑いあり)指導していただきたいと思います。

続いて、大きい2番目としまして、今回、1人300円~800円ぐらいの値上げで、そんなに大きい金額ではないというような答弁ではありましたけれど、今、基金を繰り入れて、150万1,000円、また、24年度も取り崩さざるを得ないというような状況も聞いております。

そしてまた、一般会計からの赤字補てんっていうのが、郡下では平成23年度予算で南箕輪村が実施する方向と聞いていますけれど、県内では、平成20年度、15市町村、平成21年度では37市町村が実施しています。

財政調整基金の積み増しもしている状況の中で、今後、23年度に税率改正が4月1日施行を目指して提案されているわけですが、平成22年度の確定申告も済んでいない、村民の経済状況がしっかり把握されているかというような考え方からも、本当は、もう少し向こうのほうに対応が望ましいと思うんですけど、その一般会計からの赤字

補てんというようなことは全然考えていないかお聞きしたいと思います。

○村 長 国保に一般会計からの繰り入れは考えていないかというお問い合わせをいただきましたけれども、国民健康保険は、村の場合——村の場合だけじゃないと思いますが、村民の全員が国保に入っているわけではないという、国保じゃない方も大勢おられるという中で、税金は村民みんなのというようなところがございますので、国保にだけそれを入れるっていうことが、やや公平性に欠けるのかなというふうなを思いますし、また、こういうふうな形で議会でも話題にさせていただき、また広報等々でも国保の医療費の現状というふうなことをご説明を申し上げるという中でですね、やっぱり、その国保税というものと国保の医療費がどれだけ必要になってきているかというふうなところがリンクしているところがございますので、その辺で、その医療費の現状というふうなことにも村民の皆さんの意識を持っていただくというふうな意味でも、変に——変にと言うとあれですね、一般村費をこちらに入れるっていうよりは、国保は国保の中で完結させていく中で、現状がわかっただけで使いやすい形で運営をしていくほうがいいのではないかなというふうにご考えております。

所得の低い方に大変だというふうなことがございますけれども、国保税の体系というふうなところで、いろんなことも配慮をしておるというふうなこともございますし、また、国保税だけの問題ではなくて、ほかのいろんな村のお支払いをいただいております、いろんな、何ていうんですか、費用の中でもですね、保育料だとか、いろんなことがございますけれども、その中でも、低所得の皆さん方には、いろんな形の配慮を積み重ねておるというふうなつもりでございます。

基金のほうも取り崩しながら運営せざるを得ない、先ほどのお話のように3割の医療費のアップに対して税のほうの値上げが2割足らずというふうなことで、その分、基金のほうもだんだん減って行って苦しくなってくるわけなんですけれども、人数が少ないので、そのときそのときの状況に応じて医療がわあっと増えたり、また下がったりっていうふうな、波が結構ございます。そんなふうなこともありますので、ご提案もいただきましたとおり、医療費削減というふうなことでの、村民の皆さんへのいろんな健診のお願いとかですね、そういうような努力もしながら、当面は、こういう形で進めさせていただき、何とか余り値上げをせずにですね、できればマイナスの改定ができるようなことを目指しながら、運営、頑張っていきたいなというふうにご考えておるところでございます。

以上です。

○9 番 (竹沢久美子) 今のところ一般会計からの繰り入れは考えない、平等性とか、そういうことを言われているわけですが、一番最初に言いましたけど、中川村では約半分の世帯が国保に加入しており、人工的には4分の1くらいですけど、やはり、そういう実態を考えた上では、やはり、今後、検討すべき課題だと思います。

次に、国保の広域化の動きがありますが、どう考えるか。

厚生労働省は、市町村の運営する国保について、全年齢を対象に期限を決めて全国一律で都道府県単位に広域化する方針を明らかにしています。ここでも安定的な財政

運営ができる規模が必要としていますが、一般会計からの繰り入れを除けば、ほとんどの市町村が赤字であり、財政難の国保を寄せ集めても、財政は改善する見込みはありません。

広域化が保険税値上げと給付費抑制の押しつけや住民の声の届かない組織運営につながることは、後期高齢者医療制度の広域連合でも証明されております。

住民の命と健康を守る社会保障制度としての、この公的の医療保険を破壊するというようなことも考えられるんですが、この面で、国保財政の広域化の動きに対してはどのような考えをお持ちかお聞きしたいと思います。

○村 長 先ほどの、ちょっと繰り入れの件で、ちょっと言い忘れましてので、追加を先にさせていただきます。

国保担当職員の経費というのはもちろんでございますけれども、出産育児一時金にかかわる繰り出し、国保財政安定化のための繰り出し、保険基盤安定制度にかかわる繰り出し等々につきましては、一般会計のほうから行っておるというふうなことはございます。

次に、今のご質問をいただきました広域化の件でございますけれども、お話のとおり、平成30年度をめどに都道府県単位として広域化をしていこうというような構想が国のほうにあるというようなことでございます。

ただ、考えてみるとですね、都市部に住んでおられる方々っていうのは、近いところに医療機関もたくさんあってかかりやすいというようなことがある一方では、山間部のほうでは、どうしても身近なところでですね、医療機関が少ないというようなことがあって、医療サービスとしては、受けられる医療サービスの利便性としては不公平があるのかなって、それを一律、県単位で、山間部の大都市も同じでもいいのかなっていうふうなところに、ちょっと疑問を感じるころがございます。

そういうようなことが背景にあるのかと思いますけれども、大体において、ちょっと不便なところについては、医療費が、1人当たり医療費が少なくなっているというふうなことがございますので、恐らく、それは、個別にはいろいろございますけれども、それをならしていくとですね、多分、県単位で一本化をするということになると町村の保険税というのは多少上がるというふうな結果になる可能性が高いのかなというふうに思います。

ちょっと、いろいろ担当とも話をしてみたんですけども、広域化をするんですね、じゃあ、役場で、例えば、マンパワーといいますか、作業量が少なくなるとほかの仕事ができるようになるのかというふうなことを考えてみた場合、ちっちゃな自治体の場合は、やっぱり、それなりの人手は必要で、作業量としても、やらなくてはいけないことっていうのは、広域化によって、実はあんまり減りそうもないというふうなお話があるので、その辺のところでも余り効果が期待できないのかな。

それからまた、お話にありましてとおり、住民の暮らしぶりとか、ここでは、こういう事情があるから、こういう病気が多いとか、いろんなことに応じたですね、きめ細かな配慮、あるいは運営というふうなことができなくなるというふうなこともあり

ますし、保健師のほうで健康維持のためのいろんな指導をしているわけですけども、一本化することによって、そういう医療費を、健康指導を熱心にきちっとして、啓蒙をして、医療費も下げようというようなモチベーションといいますか、そういう市町村のほうの気持ちのほうで、意欲が低下することもあるかもしれないなというふうなことを思っています。

その辺が、広域化をした場合、ちっちゃな自治体の場合には、山間部のちっちゃな自治体の場合は余りメリットがなくて、デメリットのほうが、逆に想像されるころがあるかなというふうに思います。

人数が少ないと、そのときそのときの医療費の変動というのが、増えたり減ったりというのが大きいというふうなことで不安定化するという面はありますけれども、共同安定化事業とか高額医療費の事業というふうな、そういうような制度をさらに充実させていくことで、その辺はカバーできるのかなというふうなことを思っています。

そういう意味で、ちょっと都道府県単位でっていう、で国保を一本化というのはですね、多分、それが最終形じゃなくて、その次の段階を見据えた中間地点として設定されているのかなというふうな気もしますが、ちょっと、我々にとっては中途半端でデメリットのほうが大きいのかなというふうなことを思います。

理想的には、国保だけじゃなくて、会社勤めの方々なんかも含めたですね、一本化というふうなもの、お互いに健康を守り合うという保険の趣旨からすると正しいのかなというふうに思うところではございますが、恐らく、その実現には、なかなか数々のハードルがあって難しいとは思いますが、理想的には、そんなふうになればいいなというふうに思うところがございます。

以上です。

○9 番 (竹沢久美子) 国保の広域化は、私も、今、村長が申されたように、余り、こうした中川村にとっては、メリットはないんじゃないかというふうに考えております。

ぜひ、また、そうした状況が起きてきたときには、声を上げていていただきたいと思います。

4番目の問題で、国保財政が、先ほども申しましたけれど、国庫負担の割合が49.8から27.1%と半減しているっていうような、こうした状況の中で、国保は本当に低所得者が加入するというような、今、状況になっておりますので、手厚い国庫負担がなしには成り立たないという状況になっております。

ぜひとも国庫負担の増額を国へ求めるような運動も進めていていただきたいと思いますが、その辺についてどうでしょうか。

○村 長 ほかの町村等々とも連携して、そのように努力していきたいと思います。

○9 番 (竹沢久美子) 最後ですけど、第5次総合計画では、だれもが安心して元気に暮らせる村づくりを実現するためにということで、ちょっと抜粋ですけど、「高齢者や障害者が生き生き暮らすことができるように、高齢者や障害者福祉を進め、子供から高齢者まですべての村民が生涯にわたり健康で暮らしていけるように健康づくりを推進するとともに、適時に医療が受けられるように国民健康保険などの医療保険の整備

に努めます。」というような文言があります。

今、村民は、経済的にも大変厳しい状況にあります。

今回の国保税の値上げの説明で、今までは3年に一度、見直すということでしたが、今後、1年ごとの見直しも必要ではというような、村長の所信表明のときだったかと思いますが、話がありました。毎年、もし、値上げというようなことになったのでは、やっぱり、金額的に少額であっても、村民はたまりません。お金のあるなしで医療が受けられないことがないようなことが求められます。命の格差というか、命の平等、いわゆる金次第で命がどうにでもなるというようなことは絶対に許せません。今後の方向として、もっと医療費が上がるようになったときには、やっぱり村長の英断が求められますが、その辺のところについて、村長、どのように考えているかお聞きしたいと思います。

○村 長 毎年の見直しというのは、一つには、基金が、今年、本年度も取り崩しをしなくてはいけないし、多分、今の見込みだと、来年度も、ひょっとすると最初の年から取り崩しが若干発生するのではないかなというふうな見込みがあるというふうな状況でございます。

ただ、必ずしも毎年、値上げをするというふうなことではないし、そのまま見直しせずに済むかもしれないし、逆に、小規模な、人数的に大きくないもんですから、いい方向にそれが出ると、基金が逆に積めるようなことになっていくのかなというふうな、保険税を逆に安くするようなこともないことはないというふうに思っております。

それで、その後の、さらにまた厳しい状況になったときにどうするのかというふうなことにつきましてはですね、ちょっと、余り、そこまで、まだ考えていないし、この時点の中で、どうするというふうなことを、ちょっと明言するのは、ちょっと早いのかなというふうなことで、差し控えさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○9 番 (竹沢久美子) 将来的なことは差し控えるというような答弁でございましたけれど、ぜひ、こうして医療が受けられない村民が出ないように、そうしたことで、一般財源の繰り入れとか赤字補てん、それから財調の取り崩しなど、また、ぜひ、見直しをしながら進めていただきたいと思います、そんなふうに思います。

○議 長 これで竹沢久美子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時55分とします。

[午前10時40分 休憩]

[午前10時55分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番 高橋昭夫議員。

○2 番 (高橋 昭夫) 私は通告をいたしました3点についてお尋ねをしたいと思います。

まず農業振興の基本姿勢についてということでございます。

2月の20日の日にTPP参加反対デモ、約400人という多くの方が出られ、反対の意思表示、これは、村長が思う思いにやったと思いますし、私ども、やはり、こうい

う機会に、そのものは是非もありますけれども、やはり日本農業を考える、あるいは中川村の農業をどうしたらいいのか、そういうことを考えるチャンスではないかということで、デモに参加をして、その様子をそばから見ながらさまざまを思ったわけがあります。

先ほど4番議員、この農業に関する質問を村長にされて、私は、ちょっとびっくりをしております。つまり、私が、これからお聞き、用意をする、例えばおいしい物、味のよい物、それから農業振興基本姿勢という形の中に、村民は、自分の農業の状況をうまく利用して少しでも利益を上げるそれぞれの工夫をしてほしい、これは生産者に言われた言葉だと思います。自主性の広がりを期待したいと、そしてまた、自分の生活に応じた生活努力をみんなですべてしてほしいと、こういう願望というか、そういうものがありました。私は、村長が内発的という言葉、常々、議会においてもお話がありますので、どういうことが、つまり視点を変えて、やる気、本気、そしておもしろい農業、もうかる農業に向けて、何かアイディア的、あるいは政策的に、そのものを期待したものでありますけれども、どうも、先ほどにお話の中では、きらきら星の瞬きというような言葉がありましたけれども、余りに危機意識のない、そして、TPPにおいても、何か早目に決めつけるといいますか、そういう部分をにおいとして感じたわけがあります。

村長にお聞きしたいのは、このTPPについて両極の場合でありますと、メリットというもののお話は何もありませんでした。こういう部分におけるいい面と悪い面、そういう幅の広い見方というのが私は必要だと思います。メリット、例えば入った場合、いい面もあるかと思っておりますが、その辺はどのように認識をされているかお聞きしたいと思います。

○村 長 いろいろとろんな論者の方々のご意見というようなものも見ておりますけれども、正直申しまして、ああ、なるほど、そうかというような納得できるようなメリットというものは、正直なところ余り——余りというか、全然見つけられていないというのが正直なところですよ。

確かに、例えば、その農業ということでは、霜降りの牛肉ですとかですね、そういう物については有利なことがあるのかもしれないですけども、逆に、それは、ごく一部の話で、ブランド化で、ある程度のボリュームがあって、ブランド化で名前もあってっていうふうなところってのはメリットがあるかもしれませんが、例えば牛肉でいえば、そういう物は、海外の一流レストランとか一流の鉄板焼き屋さんに行ってますね、庶民、国内の庶民の人たちは輸入の肉を食べるというふうなことになってしまうだろうし、それが、特に中川村の中でですね、どのようなメリットがあり得るのかっていうふうなことを考えたときには、いろいろ頭をめぐらしても、今んとこ私は思い浮かばないというのが実情です。

○2 番 (高橋 昭夫) 1月の21日の週刊朝日に「日本の農業の驚くべき強さ」という形でのお話がありました。そういう中に、日本は世界第5位の農業大国であると、ホウレンソウ、ネギなどは世界一だと、ホウレンソウ、ミカン、これは第4位でありますけ

れども、相当の生産技術というものが世界の中においては格段に高いと、こういうような形の中で、先ほど4番議員からお話がありましたけれども、その攻める農業、国内の農業の強化とともに、攻めて、つまり、やる気を持って、補助にそれは十分生かすということは大事ですけれども、そうでなく、みずからがやると、そこにおもしろさがあり、さらに力がつき前進するという部分に、私は村長が内発的というのは、そういう部分に自力を発揮されて、村の行政のためにお役に立つというは期待をしているんですけれども、そういう部分における日本の農業の強い理由というのは、国土が南北にすごく長い、それはヨーロッパなどは、北の部分の物、私も行きましたけれども、限られるんですね。生産の物が、そして、季節に応じてさまざまな物が、消費者ベースに農産物ができると、それは、今農協などもあります、全体的に同じ物を生産するから、かみ合わせが悪い、つまり鳥取でナシがあれば、ここもだめになるというふうにありますけれども、地域、地域の適産じゃありませんけれども、その県に応じた生産の流れのようなものを見出すならば、相当な力がこれはあると思います。

そしてまた、減反農地は100万haと言われてます。埼玉県ですか、それぐらいのものがありますが、これを、農地を有効に使えば、世界を代表する輸出生産性の高い、その可能性があると、こう言われております。

日本の農業がランクが高わけですから、例えば、規格外処分という形で、いろいろ食べ物があって、捨てる部分が多くある、耳にいたします。その物は生産の約30%、大変量が多いわけですね。それでその残った物を、インド、中国にしましても、輸出をした場合に、廃棄物という部分の物ですけれども、3兆円ぐらいの値になるんです。

つまり、アメリカ、アメリカって言いますけれども、アメリカは量が多いがために、いろいろ、例えば手で一つ一つはできないんです。そうすると、日本の物っていうのは、今、中国で1つが2,000ぐらいリンゴが売れていますけれども、そこに行かなくてもレベルは高い。ですから、今までの物で、例えばサクランボ、たくさん出ている売れないんです。リンゴも入ってきた。しかし売れない。日本に合わない。そういう部分がありますから、ただやみくもに、入ったから、それを危険の意識としてっていうことはどうなのかなあと、こう思うわけでありませう。

つまり、物事を、さまざまな両極を、いろいろに精査をしていただいて、私は、できる場合、反対という形がありましたら、いろいろ精査をしていただいて、こういう面も、いいところもあるというような話をお聞きできるとするならば、私は、村民も、ああ、そうだなあと、そういう勉強の域を加えて、これからに進んでいただきたいと、こういうふうに思います。

それで、お聞きする、何ですか、農業生産、競争力をつけなければというのは、私は、先ほどの村長の4番からの答弁でいきますと、そんなにおいしい物をつくるのかですね、そうでなくて、とにかく、先ほど申し上げたように、自分の生活に応じた生活努力をみんなでしょうと、そして、ときたま、そこにできた物を、直売所、もしくはチャオ、そういうところに加工ができればいいなあと、皆さん努力してくださいよというふうに聞こえるんですね。

○村長

しかし、これは、危機意識がって、これは生活にかかる、中川村は農業主体の村ですから、やっぱし農業生産者が力を加えて、これから先に成り立ちが、農業の成り立ちがなすように政策的にも努力したほうがいいと思いますけど、その辺はいかがですか。

まず、TPPについて、TPPに加入して、入って、そして輸出をすればいいことがあるんじゃないかというふうなお話でした。ですので、先ほど申し上げたとおり、そういうところもあるでしょう。ただし、中川村の中でですね、TPPに入って、輸出でメリットを受けるように目指すというよりも、現状ではですね、その手前の段階としてですね、それは、ずっと将来、そういうことがあるのかもしれない、まずは、中川村の農作物をどういう形で、その利益の少しでも多い形で販売をするか、別に、海外は、やっちゃいかんというわけではありませんけれども、とりあえずは、国内の中でですね、生産量に応じたもので、しっかりとしたファンを、評価してくれる方に向けて、正しく評価してくださる方々、つまりはお金的にもっていうふうな意味ですけれども、方々に売っていくという努力をするということが必要なというふうに思っているところでございます。

先ほどのお話は、私の山崎議員のほうにしたお話については、余り伝わってなかったような気がいたしますけれども、生活っていうか、それぞれの方々がいろんなこだわりがあって農業をなさっているわけですね。中川村の農業については、生産というところでは、もう非常に高いレベルが、結構やっつけていらっしゃる方、多いと思います。生産で、その生産でいい物をつくるっていうことにこだわって頑張っている方もいらっしゃるし、なかなか体が動きにくくなったっていうふうなことで、そうじゃない形のことを考えていこうっていう人もいらっしゃるだろうし、農作物を売ることだけじゃなくて、観光農園的な形で、そういう体験、中川村の暮らして過ごす時間のすばらしさみたいなことで、それはそれでですね、いい加減な気持ちでできることはなくて、来た方をお迎えするのに、チャランポランでは、ディープなファンになって、しっかりした「中川村に来てよかった。また友達と一緒に来るわね。」というふうに言ってもらえるためにはですね、それだけの努力もしなくてはいけない。いい加減にやっつけていけばいいんじゃないのって言うわけではなくて、それぞれの向き不向き、こだわりのところで、しっかり、それを評価してくださる方が「よかったわ。」と言ってくださる商品、生産物そのままのかもしれないし、加工かもしれないし、あるいは、もう少し食べ物という形、飲食というふうな提供かもしれないし、中川村で過ごす時間かもしれないし、そういったもの、よかった、本当楽しかった、おいしかった、また勧めるっていうふうに言ってもらえるためにはですね、それは、もう一生懸命の本当の工夫をして努力をしていかななくてはいけない。その方向性っていうのは、本当にそれぞれの農家ごとにさまざまなものがあるわけですから、自分自身はどの方向でやっつけていこうかなっていうふうなことで、その努力と工夫を重ねていただき、だれに、だれに、だれが自分のこれを評価してくれるのか、そのためには、どういったところをもっと磨かなくてはいけないのか、なぜこのことを評価してお金

を払ってくれるのかっていうふうなことをしっかり考えて、生産者なり売り手の都合だけではなくて、買い手のことを考えて一生懸命努力するというふうなことが必要だというふうに思っておりますので、そういう努力をやっていく、それは、生産だけではなくて、いい物をさらに付加価値をつけて売るためのいろんな工夫の仕方があるし、それは、それぞれの向き不向きもあるし、置かれている状況もあるので、さまざまな可能性がある、それぞれの状況に応じた形で、みんなで、それぞれ努力をしていけば、一人一人が魅力を発信することができるかと川村全体の魅力も増すというような、そういうことで、それぞれの、そういう自分たち自身を磨いて輝きを増すということについて、個別に応援をしていくということをしていきたいという、そういうことでございます。そして、それで、今までは、美しい村連合だとか、加工所をつくったりとか、村の名前を売ったりとかっていうふうな形で、村内の方々が活躍できる、利用できる、みんなで利用できるものをある程度しつらえてきたというふうなことで、それから次の段階に入っていきたいというふうなことを考えております。

○2 番 (高橋 昭夫) TPPの関係へ戻りますが、先ほど4番議員にお話がありましたけれども、村長がよく言われる医療自由化含めて、医療の自由化ですね、そういうものの不安っていうの、ありましたけれども、最近の信濃新聞ですけれども、そうしたものは、ちょっと含まないというようなこととお話ありますし、それから、全中、全国農業中央会、私も二度ほど取材に行ったことがあります、あそこへ行きますと、政治といいますか、そういう部分の票を抱えているのか、大変、官僚的で、私どもが入りますときに、何か別世界のお役人さんっていう感じがするわけです。つまり、農民のために、農村のために努力をしておってくれるっちゅう空気がうかがえない。だから、そういう部分があるから、やはり、農業に携わる人たちみずからが、やはり、こういう折に、多に幅広く勉強するっていうことは、私は大変大事じゃないかと、こういうふうに思います。

そして、時間が15分ぐらいで終わりたいと思いますので、チャオ、つくっチャオ、そういうものの力っていうのは、私は、やはり基本はおいしい物をつくと、そして、パン、あるいはもろもろのジュースにおいても、その素材をおいしい物をつくる、そのことが、やはり、今年、売れて、来年にさらに喜ぶためには、今年、確かな物をつくる、それが、来年、先ほど、村長、言われるように消費者の評価につながるということですから、基本は、適地適産、私もあちらへ行って申し上げたことがありますけれども、味のよい物をつくる、中川村はおいしい食べ物の里、村だというようなキャッチフレーズ的な、そういうものを植えつける、そのためには、基本として、みんな、こういうときをきっかけに、おいしい物をつくらうと、そういう心を一にしてやると、そういうことが大事じゃないかと思えます。

お米なども、おいしい物からまずい物、さまざまあって、おいしい物については高くても買うっていう意識があるわけです。ほかの物もそう。ですから、やはり、

何島・何島とっておいしいお米、しかし、標高高くてもおいしいお米ができるし、それは努力次第。

ですから、そういう部分における、自分の足元を見て、そのものがどうあったらいいかというような知恵を出し合って、みずからも努力し、村の行政、農政においても、政策的に、そういうものに協力すると、そういうような形でお願いしたいと思えます。それが元気の出る村、元気の出る農業につながると思えますので、よろしくお願ひします。

ちょっと時間ありませんので、2つ目に、ちょっとさせていただきます。

2つ目のテーマは新たな住宅地への取り組みということであります。

中田島に若者住宅ができる折にこういう質問はどうかという思いを持たれるかもしれませんが、私は、中川村が元気が出るためには、やはり人口策、特に若者が入ると、それが大事なテーマかと思えます。

村の過疎地域自立促進計画というのを見ますと、「地域の活動把握と、その対策を検討し、若者や子供の増加が地域の活動力につながるので、若者定住促進のための住宅整備を行う。」と大きく書かれております。

やはり、若者が入っていただくための、その迎え入れの住宅というものが大事なあとと思えますので、中田島を楽しみにしておりますが、加えて、そのうちに、そのうちにとっても、中川村の、特に山合いといいですか、そういうところでは、便利な所へ出るといいですかね、そういう流れが急速に進むような心配がありますので、私は、竜東地区は、中央アルプスの景観、最高、上下伊那においても、あそこはいいというレッテル付でありますし、そういうものも生かして、やはり、景観よく、そして緑に囲まれた、そしておいしい物の里、そういうところに、美里の中腹なり高台でも結構であります、そういうところに、そしてまた、南陽、三共、葛島、その辺にですね、村長もそういう思いを持っておられる節のお話がありましたけれども、ぜひ前向きに、今のものと加えて、南中田島と加えて、企画といいますか、研究を前進的に進めていただきたいと、こう思いますけれども、その辺をお聞きしたいと思えます。

○村 長 先に、先ほどの農業のこと、ちょっとだけ補足をしたいと思えますけれども、おいしくなければいけないのは当然でありまして、でも、おいしいだけではだめだと思えます。おいしければ、それだけで済むかという、そうではない。どんな人が買ってくれるのか、どんな人が評価してくれるのか、だれに売りたいのか、どういう人が、どういう情景で、どういうふう食べてくれて、なぜ評価してくれるのかってところまで踏み込んで考えないと、例えば、都会でコンビニで売っているのは、ほとんどの物はですね、1人分量ですよ、だから、おいしくても量が大きかったら、例えば巨大な白菜みたいなものをですね、売ろうと思っても、都会でひとり暮らしの人には多分売れないでしょうし、幾らおいしくても、どんな人が、どんな状況で買ってくれるのか、贈答用に人に差し上げるためなのか、自分が食べるためなのかとか、どんな人が、例えば、鳩山首相みたいな人を買ってもらうんだというふうな考え方でいいのか、あるいはひとり暮らしの若い人も買ってほしいなというふうな形なのか、だれに売ることか、という、どういうふうな食べ方をしてもらうのかっていうふうなとこ

るまで考えていかないと、売れる商品にはならないというので、おいしいだけは、それは、もう当たり前のごとで、それに加えたものが必要だというふうに思います。

それから、住宅のことなんですけれども、中田島に、来年度、再来年度というふうな形で、今の分譲地を利用していくということになってくると、その先ですね、展開ができるっていうふうなこともごあいさつで申し上げさせていただいたかと思えます。

ただ、どんな展開がいいのかっていうふうなことで考えているのは、今、高橋さん——高橋議員のおっしゃったとおり、それから、きのうも湯澤議員のお話でちょっと触れましたとおり、便利のいい所にまとまって住んでもらうっていうよりも、若者が少なかったり後継者が少なくなっている地区の中で、1家族とか2家族とかいうふうな形で入っていただいて、しっかり地域の中に溶け込んでいただいて、地域の力になってくださるというふうな形で入っていただけるような方法を考えなくてはいけないのかなというふうに思っております。

昨日も申し上げましたとおり、まず、地区のほうで、そういう希望がある地区に対して、こういうところに住む人はいないかということで村で募集をして、来た人と地区とで話し合いをしっかりと、お互いに、暖かく迎え入れよう、地区のために頑張っている、いろんなことにも参加しようというような、そういう話が成り立ったケースについて、村としていろんな生活を始めるのにふさわしい支援をしていくというふうなことを思っておるというふうなことでございます。

ただ、これについてはですね、申し上げたように、村で住みたいという人は大勢いるんですけれども、一番大事なことは、地区として、そういう人を迎え入れる気があるのか、どうなのか、そんなややこしいのが来たら困るわというふうなところに入ってもらっても、なかなかうまくいかないというふうに思うので、まず、そういう、私から見ていると、そういうふうなこともしたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、で、何人かの方にお話をして、地区の皆さん方も、そりゃあ、おもしろいな、いいんじゃないのかっていうふうにおっしゃるけども、実際には、地区を挙げた形で、そういう、村、地区全体として、歓迎するから、ぜひ、そういう人に来てほしい、歓迎するし、応援もするから、そういう人たちが、若い力で貢献してくれることを期待しているから、ぜひ、そういうのはっていうふうな声ですね、あんまり、実際、それ以上に広がっていかないっていうのがあります。

ですので、一番の基本は、地区の皆さんが、そういう必要があるのか、あるいは、そういうのを迎え入れよう、で、暖かく地区の一員として育て上げていこうという、そういうお気持ちがあるか、ないのかっていうふうなところがないと、進めても、なかなかうまくいかないのかなっていうふうなところがございまして、ぜひ、そんな声があれば、進めていきたいなというふうに思っているところです。

来たい人は大勢いらっしゃるし、その中で面接をして、いい方を選んで入ってもらえればいいのかというふうに思っています。

○2 番 (高橋 昭夫) 先ほど冒頭に言われましたおいしい物っていう感じのことは、村長が考え過ぎか、私が考え足りなかったせいかどうか、わかりませんが、例えば

大阪の橋本知事、給食の導入、お金ということもあるんですけども、味のよい、味のよいことを大いに考えてやってくれと、こういうお話を進めております。

そしてまた、「ジパン」っていう、大橋雄二という方、おとといラジオにも出ておりましたけれども、その方は「パンを耕した男」という本も出されておりますけれども、講演に迎えるといいのかもしれませんが、やはり、こだわりを持って、特徴を持って、体に優しいパン、そして味のよいパンと、こういう形もおられますので、一つ、味は、ある意味でポイントに持って、私は進めさせていただきたいと、ちょっとかみ合いませんけれども、そんな願いがあります。

それから、今の住宅の件であります、住宅といいますと、3年前に、ここの議員、委員が、厚生文教の委員が下條へまいりました。下條は、中川村と類似したのがあり、山があり、そして、人口策として大変な若者住宅を率先してつくられているところではありますが、その村を調べられたといいますか、そういうことをされたことがありますか。お聞きしたいと思います。

○村 長 しつこいようですが、今、パンの話で（笑いあり）体にいい、こだわりのっておっしゃったのは、おいしさだけではなくて、そういうことも必要なんだと、で、体に気をつけて安全な物を食べたいという人に向けては、そういうのを売っていくという、そういうことですので、そういうこだわりを持って付加価値をつけていかなくちゃいけないので、そういう努力をさまざまにしましょうというお話ですので、よろしくお願いたします。

それから、下條村については、先進地ということで、子供の出生率も非常に高いというふうなことで話題になりましたし、私自身は、その視察ではなくて、ほかのことで何度か訪れておりますけれども、村の若者住宅をつくるに当たってですね、村として視察に行き、いろんなことを教えてもらいながら、若者の取り組みをしてきたという、そういうことがあるということでございます。

○2 番 (高橋 昭夫) すみません。もう一度。うまい物は（笑いあり）総体の、村長、総体の基本として、全国どこへでもっていつきの基本は、やはり、味が大事だと、こういうことなんで、そこら辺、確かにこだわりとか特徴っていうのはあるけれども、味はこだわっていると思いますので、くどいですが、申し上げます。

下條の関係ですけれども、下條は、現在4,900人あります。そして、若者住宅、平成9年に1棟をつくりまして、12戸入りで2LDK、駐車場、車2台入る部分のもの1棟ということで、月に3万6,000円でスタートをしております。平成11年12年で、そのものの成果が、たちまちにという形で続けてまいりまして、現在、12戸建てが9棟、そして16戸建てが1棟、その世帯数は140、420人という形が若者住宅からつながる数字であります。

それで、この入居の——入居っていうか、入ります方、線を余り引かないと、こういうことあります。つまり、40代であれ、なんでいいんですけれども、小学校、中学生がいれば可能だと、こういうことあります。

そして、土地開発公社はどうなっているかという形をお聞きをしてみますと、それ

はないと、つまり、土地開発はひも付資金になるということで、補助金をもらうと、例えば所得制限とか、高齢者何人とか、そういうものが条件について、村の考えと違う方向へ行かざるを得ないと、こういう形から、業者提案プロコーサルというんですか、提案型、これで業者に幾らでできるというような折衝をいたしまして、そのものを聞きながら、理事者、課長が、その判断をすると、こういうお話でありました。

入居の条件は、地域の活動を守る、地域の人たちを大事にしてくださいというフレーズをもって、そのものがない場合はお断りをすると、こういうことであります。

1棟、約12戸入りで1億円という思いのようで、そうしました折に、その若者住宅から離れて、そこに住みたいという方も出てまいりますもんで、下條村としては、分譲住宅地を造成、つくりまして、そのものは坪が5.6万円ぐらいだそうですけれど、分譲住宅30戸と、加えて10戸15戸と、2年ほど前に15戸を建てて、さらに企業向けの独身の対応という形で、企業向け、つまり、企業誘致の人たちのための住宅という形で2年前に1棟15世帯、やっております。

テレビでも注目されておりますけれども、そうした人口増策、これは大変注目すべきものであって、私は、そうしたものを大いに精査をしていただいて、やはり、いろいろな工夫をして、景色のいい東地区にも力を入れて、そのことが元気が出ますし、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それで、お聞きしたいのは、村長、先ほど申しましたけれども、美里などに住む人たちの思いというものが、もうあきらめ、あるいは、外へは出るが、村長、企業誘致はちょっと無理だというお話がありますし、私も、あきらめましたけれども、そういうものがないから、もう出て行ったら帰ってこない、という構えで、あきらめ状態が現状かと思えます。部落をとやかくといいますと、ちょっとどうかとは思いますが、例えば、バックに陣馬形のある美里の地域の人たちが、どういう思いを持ち、将来的に、ここは、もうだめだという気持ちがあるのか、あきらめがあるのか、わかりませんが、村長みずから地元の人たちに、柔らかい感度で、さまざまをお聞きするのも、地元の声っていうのはすごく大事だと思いますけれども、そういう思いを持っていただければと思いますが、その辺をお聞きしたいと思います。

○村長 柔らかい感度で聞けということだと思いますが、いろいろと、何といいますか、お話を聞く機会もあるし、先ほど申し上げたような形で新しい地域の力になってくれるような人が入ってもらうことがどうなのか、水路の水揚げとか——水揚げじゃない、水路の泥きれいにするとかですね、そういうようなこととか、草刈りとかが大変だっというような、そういうような声も、地区、いろんな地区から聞いておりますので、そういったことに対して、先ほど申し上げたような形で、今、思っているのは、賃貸で入るよりも、やっぱり地域に本当に根づいてもらうためには、地域の住民として賃貸住宅じゃない形で入ってもらえるようなことを工夫せにやいかんなど思っているわけですけども、何かそんなふうな形で入っていただくことを、どうかなというふうなことの相談を——相談っていうか、どう思われますかみたいなことの相談とかは、しておったりもしておる、あと、鳥獣害のこととか、そんなふうなお話もお聞きしてい

るところでございますが、また、逆に、今おっしゃった地区にも、若い人が帰って見えているっていう方もいらっしゃるし、それぞれ本当に、みんながみんな、おっしゃったほど出ていこうというふうに考えておられるわけではないというふうに思いますけど。

○2番 (高橋 昭夫) 美里には、土地の、そういう方が来られるなら土地を提供していいよというような声もあります。

そしてまた、村長が、そうしてみずから足を向けるということは、その地域の人たちが、ああ、ここに目を向けてやってくれているんだなあという思いというのは、大変に不安を解消するといいますか、考えが見えて、それに応じた、また新しい芽というものも生まれてくるんじゃないかと、こう思いますので、率先して、そういうようにご努力をお願いしたいと思います。

時間がありませんので3つ目に移りたいと思います。

3点として坂戸橋周辺の公園整備についてということでお聞きをしたいと思います。

これにつきましては、担当の課といいますか、そういうお立場の職員の皆さん、一生懸命努力しておってくださいと思います。それは十分わかっております。

ただ、これは、長井坂の残土があつて、そういう物をどうする、そういう意味で、坂戸にそれを生かしたいと、公園に生かしたいという形で、議会においても説明がありました。いいことだなあと私は思っておりましたけれども、とき経過して、あそこの桜が、ばさばさじゃありませんけれども、数多い桜が切られたと、こういうことであります。桜には一つ一つに命があつて、それを植えた人もいるし、つまり、去年、村長の提案の中であつたと思いますけど、チャオに、原爆ですか、そういうものの木を、20本ぐらいですね、植えられた、これは大事な木であります。それを、あるときが過ぎて、ちょっと邪魔だから切るとかですね、状況があつて考えることですから一概には言えませんけれども、そういう形で切るということはですね、大変に植えた立場の人間をけなしているか、残念なことだと思ふんです。それで、私が、なぜお聞きするかということは、今までは、これでよかつたと思ふんです。坂戸においても、その後の調査でよかつたと思ふんですけども、村長が何回も言っておられるように、日本で最も美しい村という形の看板をいただいたら、やはり、それを意識を持ってことに当たるという基本を持っていただきたいために、お聞きをしたいと思います。

つまり、景観と観光の両面から配慮した取り組みというものが必要ではないかと、こういうことであります。

それで、日本で最も美しい村に加盟した中川村にとって、国の有形文化財に登録された坂戸橋は、村の観光拠点として、今後、大いに期待をされている、そのとおりであります。その坂戸公園の基本的な考え方と整備計画、お聞きしたいと思います。

○建設水道課長 坂戸橋を含めて坂戸公園の基本的な考え方というご質問でございます。

お話にありましており、坂戸橋につきましては、天の中川橋ですとか、それから村の東西の一体感、情状に大きく貢献をしました牧ヶ原橋とともに、生活密着型の橋としまして、また、村内でも最も古い歴史ですとか桜のアーチなど、観光面でも村の

顔としての役割を担ってきております。

さらに、昨年の文化財登録によりまして歴史ある貴重な文化財として認められたところでございます。

今回の坂戸公園の整備であります、このアーチ式の坂戸橋と桜のアーチが織りなす村のビューポイントとして、訪れる人々が安全に楽しめる場所を提供できるように周辺を含めて整備を行うものであります。

ちなみに、現在、今年度であります、左岸の駐車場から旧銀月のあった付近につきまして展望場所の整備と、右岸の、先ほどお話がございましたが、国道道の残土等を活用しながら埋め土場所の確保、敷きならし等を進めているところでございます。

平成23年、新年度であります、右岸、国道わきの商工会の青年部が植栽など管理をしていた場所に駐車場ですとか展望場所を整備をし、さらに、そこから河川側に下りていく管理用道路と、途中小段に管理用の駐車場、また、最下段に広場を造成するため、盛り土全体の転圧とのり面保護工等の工事を予定をしております。

その翌年度以降、盛り土部分の自然転圧状況を見ながら、小段の駐車場ですとか管理用道路、また、それらの舗装ですとか側溝の整備、さらにのり面への植栽などの整備を計画をしておるところでございます。

○2 番 (高橋 昭夫) 昨年、国の有形文化財、アーチ式の坂戸橋は大変見事で、しかも傷がいていないってことは大変大きな評価のようではありますが、そんなことを言っていて、今、私は村長の答えをいただきたいと思いましたが、課長のお話でありましたが、村は、これから河川においても、景観、あるいはもろもろの事業に際して、中川村が日本で最も美しい村だという形で、その後の協力を仰ぐのは職員の皆さんであります。村長は、朝礼は、やらないと言われましたけれども、職員の皆さんには網羅して、こうした美しい村になった、そういう意識でことに当たってくれと、そういうお話は伝えてありますか。お聞きしたいと思います。

○村 長 あります。

○2 番 (高橋 昭夫) そのように進めていただきたいと思えます。

現在、進めている公園整備事業で、桜の残す木、邪魔になる木、これは、だれの見立てで、どのように進められているかお聞きしたいと思います。

○建設水道課長 今年度、これまで実施をしまりました、8月の、まず23日24日、23、24の両日ではありますが、県道沿いの桜の手入れ、これは建設事務所のほうでやったものでありますけれども、しております。

それから、村のほうでは、10月の24日及び2月の26日に桜守の講習会を実施をしております、このいずれも高遠城址公園の桜を管理している企業組合、信州高遠桜守の代表の稲辺謙次郎さんに指導をいただいております。

先ほどの議員のほうからお話ありましたが、下の小段のほうの桜をかなり多く切られたという話があったのですが、一番下の段は残されております。真ん中の段から上がカットをしたわけではありますが、稲辺先生は、できれば全部残したいと、こういうお話をいただきました。ただ、広場造成する、どうしても必要性がある部分について

は、そのまま埋めるわけにはいかないのでカットをさせていただきたいと、村のほうでお話をさせていただきました。あの小段につきましては、きれいな花が、昨年、上の木を切ったときに、国道からも見えるような花が咲いて非常に見事であったわけですが、木、一本一本を見ますと、非常に背の高い木になっているんです。桜の木があれほど背が高いつて、どういうことかっていいますと、日が当たらないから上へ伸びてきたと、こういうことでありまして、先生は「それでも、まだ何とかなるぞ。」と、こういうお話をいただきましたが、敷地造成の関係もありまして切らせていただいたと、こんな経過でございます。

指導については、今の県道の沿道の手入れについても、この枝は伸びるよとか、この枝は、まだ大丈夫ですよとか、この枝は切ってほかを伸ばしてやったほうがいいですよと、そういう指導含めて、稲辺先生のほうにお願いをしております。

○2 番 (高橋 昭夫) 先生も、できるだけ切らないようにしてほしいというお願いがあったことをお聞きしました。

北組の地元の皆さんに多くお聞きをいたしました、その折の役の立場にある方が、桜をできるだけ残してほしいというお願いをしたそうであります。しかし、桜は移植は無理でありますし、そのことは不可能だということをもって切られたという形がありました。

そういう先生が立たれたという形であればでありますけれども、桜を生かすには、桜だけ植えておれば桜が光るわけではなくて、違った緑のあるものがあって桜は栄えると思えますし、そういう部分の木の選択、切るや残すや、そういう部分におきましては、坂戸においても、例えば陣馬形の松を切るにしても、総体に切られた過程を私も目にしておりますが、望岳荘のイチョウや、あるいは大草城址公園のケヤキ、そうした部分におきましても、密に、その後も幅広く、その命を何とか生かすというか、そういう工夫というものが、この美しい村の中におきましては、よりもって慎重に当たっていただくことが大事じゃないかというように思います。

それから、歴史の関係ですけれども、この坂戸橋は、先ほど課長からもお話ありましたが、そういう中に天竜川の水辺の風景という形には、あの橋だけでなく、あの下降の部分のもの、その原風景というのが大変貴重だと、こう言われております。

そしてまた、さらに、鬼戸、鶴の淵、昔の農村の遠隔風景が残されていると、こういうふうにかかれております。

ひとつ、ぜひ、幅の広い見方において、皆、財産でありますから、そうしたものを、いろいろの知恵のある方、あるいは、その担当課、あるいは村長みずから、類似する橋山、橋の周り、橋といえますか、他県においても、そういうところを、ちょっと面倒くさいかもしれませんが、見るなりをして、有効に生かす手立てを進めていただきたいと、こう思います。

今後の桜の木や他木ですね、ナンジャモンジャもちょっと耳にしておりますけれども、そうしたものをどう植栽をするのか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○建設水道課長 まず、桜についてであります、今、申しましたとおり、どうしても整備の状況を

考える上で切らざるを得ないということで、木の大切さというものをおろそかにしたわけではないということをご承知をいただきたいと思います。

そうした中で、今後の植栽の話であります、県道沿いの手入れを、まずしていきたいというふうに思っております。下を切りましたために、多分、ちょっと、今年は、さみしいような、下については、感じがすると思います。上の県道沿いについても、かなり、もう老木化をしております、どうしても切らざるを得ないものもあります。しかし、今年度は手入れで持たせながら、下段に造成ができた段階で新しい桜の植栽を進めながら、花の状況を見ながら、上の県道のほうの桜を、今後も生かすものと、そうじゃなくて、どうしても更新しなきゃならんものと、それを見ながら交互に植栽、補植を進めたいというふうに考えております。

また、桜、下の公園であります、のり面等々も含めながら、基本は桜ということで考えたいと思いますが、今、お話がありましたとおり、いろいろな坂戸橋の風景を、また長い間、長い期間、楽しんでもらうことも大切なことですので、時期の異なる樹種ですとか樹木、それらの植栽ですとか、のり面保護の効果を兼ねまして株物などについても検討を進めていきたいなというふうに思っておるところでありまして、まだ確定したものは決まっておられません。

以上であります。

○2 番 (高橋 昭夫) 昔、銀月があったという所にぼっくりした山があって、その木は、マキの木か何か切られております。今、課長、申されたように、判断の中で切られたと、こういうふうに思いますけれども、十分その辺を気をかけてやっておられると思いますけれども、さらに加えていただきたいと、こう思いますが、あそこにほこらがあります。その物をどうお考えか。

それから、石積みをされるというのをちょっと耳にしているんですけど、その辺の概要というか、設計をお聞きしたいと思います。

○建設水道課長 石積みにつきましては、今、通っていただきますと、もう、ほとんど形が出来上がっていますので、ごらんをいただけるかと思えます。昔の玉石がありますが、空石積みでありまして、非常に危険でありましたので、同じ玉石で、再度、盛り上げをしたと、今度は空石じゃなくて、詰めてありますが、という形で、もう、今、天場まで上がっていますので、ごらんをいただけるかと思えます。

それから、上のほうにほこらがありますが、ほこらの段までは、土地としたら、用地としたら購入をさせていただきましたが、そこまでは手を入れません。手前で、そちらへ、もっと南には行かないように、防護さくの中でとめてしまおうと、こういう考え方を、いま、しております、ほこらが確かにあって、屋根が、屋根だけ残って崩れて——崩れたって言っちゃいかん、古びた物がありますが、それについては、とりあえず手をつけることは考えておりません。

○2 番 (高橋 昭夫) ほこらの、昔は養命酒の地で、ほこらは養命酒へ持って行ってあるということですが、風情として、ほこらがっていうことは、地元の人たちが口にされますので、そうした物があることによって、また、見方が柔らかいというとお

かしいですが、生かされるのかもしれませんが。大事に、ひとつ、やっていただく、今、つくられた石垣、これは安心しましたけど、また楽しみに見させていただきます。

桜は、ソメイヨシノ、大草小彼岸、江戸彼岸という形の西丸尾の桜を持って行ったという形で、全国にはせるすばらしい木で、長生きをする桜だと聞いております。ソメイヨシノは短命だから手を入れて、短命だと、こういうことあります。そうした部分の桜っていうものは、あそこは桜を主題にした観光であります、どのような目を届けて、どんなような考えていますか。どんな見方をされているかお聞きしたいと思います。

○建設水道課長 先ほども細かく、どこへ何を植えようとか、どんな樹種を植えようとか、そんなことは、まだ検討中であるよと、こんなお話をさせていただきましたが、今ある、一度、小町園さんが、大草小彼岸を下の所へ植えていただきました。苗の提供いただいて。今、県道の南側の土手といいますか、のりのところに、若干、幾つかは生きておりますが、ほとんどの物は大きく育っている状況にはありません。それは、現存する今の沿道沿いの桜が、その下にかかってしまうので、大きく伸びないんだよと、こんなお話をいただいておられますが、長持ちを確かにするすれば、今の江戸彼岸の流れをくみます大草小彼岸が持つんであろうと、こんな話はいただいていますただ、それですべていいのかどうなのかということも含めながら、また、今後の植栽等も含めながら、先ほど申しましたとおり、稲辺先生たちのご意見もいただきながら植えてまいりたいと、こんなふうに思っております。

○2 番 (高橋 昭夫) 河津桜とか、いろいろあり、そのことを見るを楽しくする、させようと、こういうことありますから、大事に判断をしていただきたいと、こう思います。

あの橋は、先ほど申しましたように、大変な橋、価値観があると、こういうことあります。これから、PRといいますか、宣伝といいますか、話題が広がることによって大型バスは来る、それだけの力を含めた橋だと私は思いますし、期待をしたいと思うんですが、そうしますと、大型バスのとまる駐車場、それは、やはり対応が求められる大きなテーマだと思いますが、どのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

○建設水道課長 最初の質問の中で、どういう整備をするかとお話をさせていただいたところで若干の説明をさせていただきましたけれども、駐車場につきましては、今年度、左岸のところに、今まで坂戸旅館さんの駐車場というか、かっこでとってあるところですが、あそこが、一応、駐車場としては使える箇所になります。それから、23年度に、右岸に2カ所っていいですか、上の国道わきの、先ほど言いました商工会の青年部の方たちが手入れをしていただいている部分と、それから、そこから河川のほうへ下りていくところの小段に駐車場と、この2カ所を予定をして、右岸、左岸、合わせて合計3カ所の駐車場を想定をしてございます。

ただ、大型バスはどうよという話でございますが、大型バスは対象に考えておりません。国道わきに整備する展望場所の駐車場には、マイクロバス1台程度のスペース

がとれるような検討はしておりますが、55人乗り以上の大型バスがあそこへ来る、そこへ入るということは、ちょっと想定をしております。

それでも入り切れないようなバスが来た場合には、現行でも国道側道のところに大型のトラック等が停車をされていると思いますけれども、あそこの部分を活用するしかないのかなと、こんなふうに思っております。

なかなか大型バスがどんどん来るような大草城址の第2駐車場のよう広さ、スペースはとれませんので、そういう対応で考えていくしかないのかなと、こんなふうに思っております。

○2 番 (高橋 昭夫) 課長のお話、わかりますが、やはり、そのものが、これからどういう動きがあるかを大いに見立てて、それに沿った、ときによれば大型バスというものも、駐車場、必要かもしれません。考える必要があるかと、こう思います。

坂戸公園の維持管理をどう考えているかということですが、これは、歴史を見ますと、例えばロマンス会とか、今、課長、申された商工会、あります。そうした面で、今後どういうふうにかを考えたお聞きしたいと思います。維持管理。

○建設水道課長 今、若干、話がありました。現在、坂戸の公園につきましては、主に北組の壮年会への委託、それからまた、シルバー人材センターや商工会の青年部などのボランティア活動によっているところが大きくございます。大がかりな伐採等が必要な場合に限って、村もしくは県が別途発注で処理をしておりますけれども、ほとんどは、通常管理は、この方たちをお願いをしている状況でございます。

また、大草坂戸線と伊那生田飯田線の合流付近のミニパークについては、北組地区に委託をしているところでございます。

今は、今年、来年と、整備の状況、段階でございまして、維持管理について詳しく地元とこういうふうにするという話の詰めの話はしておりませんが、先ほどから出ております坂戸及び講師の稲辺先生にもご指導いただきながら、今後も、基本的には、地域との協働ですとか、信州高遠桜守のような企業組合とまでは行かないまでも、講習を受けた方々たちからなる住民グループ等との協働のスタンスで考えていけたらなと、こんなふうに思っております。

○2 番 (高橋 昭夫) 地元と詰めの話をされていないということですが、私は、やはり地元っていうのは大変大事だと思います。地元の人たちの声を、そしてまた理解度を高めると、そういう意味においては、知恵を求めたりすることが、これからは大事なことで、また、そうした皆さんが坂戸橋を大きな力で守っていただけると、それにつながると思いますので、それも含んでやっていただきたいと思っております。

以上、質問を終わります。

○議長 これが高橋昭夫議員の一般質問を終わります。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)